

令和元年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和元(2019)年6月

了徳寺大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学生	12
基準 3 教育課程	28
基準 4 教員・職員	36
基準 5 経営・管理と財務	46
基準 6 内部質保証	55
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	59
基準 A 地域貢献	59
V. 特記事項	73
VI. 法令等遵守状況一覧	74
VII. エビデンス集一覧	80
エビデンス集（データ編）一覧	80
エビデンス集（資料編）一覧	80

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・了徳寺大学開学の理念、使命・目的

了徳寺大学（以下「本学」という。）は、平成 18(2006)年 4 月に、芸術と健康科学の 2 学部からなる大学として開学した。了徳寺健二理事長は、これより先すでに 6 年間にわたり、学校法人了徳寺学園のもとに、平成 12(2000)年に両国柔整鍼灸専門学校を、さらに平成 14(2002)年には両国リハビリテーション専門学校を設置し、学生の人格を最大限に尊重し、学生に自信と誇りを持たせることを教育目標として、医療技術と人間性を兼ね備えた柔道整復師、はり師、きゅう師、理学療法士の養成に当たってきた。この経験を基に、了徳寺健二が発起人となり別法人を設立し、「芸術と医療の融合」を「開学の理念」として新浦安の地に設置したのが本学である。

明治以来の近代化、および第 2 次世界大戦以降の経済発展の過程で、わが国は多くの欧米の文化を受容してきたが、その一方で自国の伝統文化芸術を軽んじてきたきらいがある。経済成長のもたらした物質的豊かさの反面、これと反比例するような精神的貧困を示す社会現象が顕著な傾向にある現代にあっては、わが国固有の文化芸術を再認識し得る教育の場を築き、日本人の心のありか、ゆとりといった精神文化を回復することが急務である。

一方、現在のわが国では「2030 年問題」に代表される超高齢社会への進行とともに、疾病の予防や体力向上等の健康への関心とニーズが高まり、在宅ケアの進展などに伴い保健医療および福祉に対する要求が増大している。とりわけ、浦安市のある千葉県北西部では、高度成長期に全国各地から転居してきた人々の高齢化により、核家族世帯が多いことから生じる高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯が増加する傾向にある。このため、これらの人々に対して多様な保健医療福祉サービスが必要になりつつあり、特に、高齢化に伴い生じる身体機能に障害をもつ人々に対して、医療機関や地域社会での質の高いリハビリテーションサービスが求められている。

こうした社会的要請にこたえていくため、「将来の日本の新たな伝統となる文化芸術を教授研究し、これを後世に伝える文化芸術家を育成することにより、日本の文化芸術の向上に寄与する」（開学時「了徳寺大学学則」第 1 条）ことを目的とした日本文化芸術学部日本文化芸術学科、および「保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究し、高度で質の高い医療専門職の人材を育成することにより、我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与する」（同上）ことを目的とした健康科学部理学療法学科の 2 学部 2 学科を擁して本学は平成 18(2006)年 4 月に開学した。

しかしながら、日本文化芸術学部日本文化芸術学科は開学時から入学定員に大幅な欠員が生じた。この事態を受け、より広範囲な受験生の選択の対象となり得るよう、芸術学部美術学科と改称するとともに定員を縮小したが、これをもってしても定員割れの解消が困難であることから、平成 23(2011)年度より学生募集の停止に踏み切った。

芸術学部の定員縮小および募集停止に伴い、前述の保健医療福祉サービスの必要性を鑑みて、健康科学部に平成 19(2007)年度に整復医療・トレーナー学科を、平成 23(2011)年度に看護学科を増設した。整復医療・トレーナー学科は、柔道整復学を学ぶ中でアスレティックトレーナーの学習が可能となることを学科の教育目標としている。看護学科は、本学が掲げる「医療と芸術の融合」を基本理念とし、芸術の学修を通して豊かな感性を養い、

看護学の発展および保健医療福祉に貢献できる人材を育成するという特色ある教育を目指している。

2. 大学の個性・特色

(ア) 理学療法学科

理学療法学科の教育目的は、「了徳寺大学学則」(以下「学則」という。)第3条の2第1項に、「医療の高度化及び超高齢社会に対応した理学療法を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。これに基づき、理学療法学科では、「感性豊かな人間性と倫理観を備え、人間の尊厳を重視し、異文化への理解を深め、国際的な視野を持つことができ、コミュニケーション能力を身につけ、理学療法に必要な保健・医療・福祉の基本的な知識を身につけ、基本的な理学療法を実践することができ、獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、問題を解決することができ、科学的探究心・向学心・批判的思考と研究的態度を身につけ生涯学習を継続することができる」ことをディプロマ・ポリシーとしてこれを大学ホームページ(以下「大学HP」という。)上に公表している。

理学療法学科では現在のわが国の超高齢社会とそれに伴う慢性疾患の増加によってより強く必要とされる医療福祉分野の中で、本学の「開学の理念」にある「自立、連帯、希望、友愛」の精神を持つ人間性豊かな理学療法士を目指した教育を行っている。さらに、日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者資格(JATI-AT)取得による、一般人からトップアスリートまでの幅広い対象者のパフォーマンス向上に貢献し得る専門家養成を目標にした教育を行っている。

(イ) 整復医療・トレーナー学科

整復医療・トレーナー学科の教育目的は、学則第3条の2第2項に、「超高齢社会及び国民の健康志向に対応した柔道整復学、アスレティックトレーナー学を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。これに基づき、整復医療・トレーナー学科では、「高度なコミュニケーション能力と高い倫理観そして豊かな人間性を有し、整復医療及び保健体育・スポーツ医科学分野に必要な身体と運動の仕組みの十分な医学的知識を有し、科学的根拠に基づいた幅広い情報分析能力を持ち、健康の保持・増進に必要な実践的な技術を応用することができ、医療・スポーツ・教育のスペシャリストとして自ら課題を発見し、その課題を総合的能力で解決することができる」ことをディプロマ・ポリシーとしてこれを大学HP上に公表している。

整復医療・トレーナー学科では国家資格である柔道整復師取得のほか、日本スポーツ協会アスレティックトレーナー資格(AT)取得による世界で活躍するアスレティックトレーナー、競技パフォーマンスの向上のための認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト(CSCS)資格を最大限に生かすプロトレーナー、柔道整復師資格を併せ持つ怪我や傷害に強い保健体育教諭、筋骨格系のプロとして介護福祉分野で活躍する健康運動指導士など、多彩な医療福祉分野で活躍できる医療人を目指す教育を行っている。

(ウ) 看護学科

看護学科の教育目的は、学則第3条の2第3項に「医療の高度化及び超高齢社会に対応した看護学を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。これに基づき、看護学科では、「身体的・心理的・社会的に多様な視点で人を理解する努力ができ、人の自立と

健康に役立つという気持ちで接することができ、看護職に必要な保健・医療・福祉の基本的な知識を身につけ、物事を深く考えることができ、チーム医療を円滑にでき、日々変化する社会および医療に対応するために適切な情報を選び新たな知識と技術の習得を心がける態度を見つける」ことをディプロマ・ポリシーとしてこれを大学 HP 上に公表している。

本学は、I-1 で述べたように「医療と芸術の融合」を「開学の理念」として、日本文化芸術学部と健康科学部の 2 学部からなる大学として開学した。日本文化芸術学部はその後名称変更を経て、平成 23(2011)年度から募集停止のやむなきに至り、平成 26(2014)年度より同学部は廃止となったが、平成 23(2011)年度に増設した健康科学部看護学科において、「医療と芸術の融合」を目指して豊かな感性を持った看護師の養成を目標にしており、絵画、立体、いけ花、書からなる芸術科目を取り入れた看護師教育を行っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 17(2005)年 12 月	学校法人了徳寺大学設立 了徳寺大学設置
平成 18(2006)年 4 月	了徳寺大学開学 日本文化芸術学部日本文化芸術学科を設置 健康科学部理学療法学科を設置
平成 19(2007)年 4 月	日本文化芸術学部日本文化芸術学科を芸術学部美術学科 に名称変更 健康科学部に整復医療・トレーナー学科を設置
平成 21(2009)年 10 月	了徳寺大学スポーツパーク開設
平成 23(2011)年 4 月	芸術学部美術学科の学生募集停止 健康科学部に看護学科を設置
平成 26(2014)年 3 月	芸術学部美術学科廃止
平成 28(2016)年 3 月	了徳寺大学スポーツパーク閉鎖 了徳寺大学附属船堀整形外科を設置
平成 30(2018)年 4 月	了徳寺大学附属上青木整形外科を設置
平成 31(2019)年 4 月	了徳寺大学附属新小岩整形外科を設置

2. 本学の現況

- ・ 大学名 了徳寺大学
- ・ 所在地 浦安キャンパス 〒279-8567 千葉県浦安市明海五丁目 8 番 1 号
- ・ 学部構成 健康科学部 理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科

表1 学生数 (令和元(2019)年5月1日現在)

(単位:人)

学 部	学 科	入学 定員	収容 定員	1年	2年	3年	4年	合 計	備 考
健康科学部	理学療法学科	80	320	94	82	84	115	375	
	整復医療・ トレーナー学科	60	240	85	66	73	77	301	
	看護学科	100	400	121	102	124	117	464	
合 計		240	960	300	250	281	309	1140	

表2 教員数 (令和元(2019)年5月1日現在)

(単位:人)

学 部	学 科	専 任 教 員					助手	合計
		教授	准教授	講師	助教	計		
健康科学部	理学療法学科	11	2	5	2	20	0	20
	整復医療・ トレーナー学科	10	6	2	5	23	3	26
	看護学科	8	8	9	5	30	4	34
合 計		29	15	16	12	73	7	80

*看護学科の「准教授」には特任准教授1人を含む。

表3 職員数 (令和元(2019)年5月1日現在)

(単位:人)

専任職員	非常勤職員	合計
86	63	149

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は「設置目的」（学則第 1 条）にあるように、「総合的な教養を身につけた高度で資質の高い医療専門職の人材を育成」することを使命としており、この使命を果たすことにより「我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与すること」を目的としている。

各学科の「教育目的」は学則第 3 条の 2 のとおりである。基準 1-1-②にて記載する。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-1-1】参照

1-1-② 簡潔な文章化

本学では「設置目的」および各学科の「教育目的」のほか、「開学の理念」および「教育理念」をすべて簡潔に文章化している。

「設置目的」（学則第 1 条）

了徳寺大学は、保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究するとともに、日本の伝統文化・芸術や人間の本質を探究することにより、総合的な教養を身につけた高度で資質の高い医療専門職の人材を育成し、もって我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

「教育目的」（学則第 3 条の 2）

各学科は、次の各号に掲げる事項を教育目的とする。

- (1) 健康科学部理学療法学科は、医療の高度化及び超高齢社会に対応した理学療法学を研究開発し実践する専門職を育成する。
- (2) 健康科学部整復医療・トレーナー学科は、超高齢社会及び国民の健康志向に対応した柔道整復学・アスレティックトレーナー学を研究開発し実践する専門職を育成する。
- (3) 健康科学部看護学科は、医療の高度化及び超高齢社会に対応した看護学を研究開発し実践する専門職を育成する。

「開学の理念」

了徳寺大学は、日本固有の美や和の精神を継承し、

この国と国民が、新たな価値を生み出すために、
未来を拓く若人に、美しい環境と真摯に学ぶ場を提供する。
いつも自立の心と連帯を重んじ、
いかなる時も希望を持ち、友愛を深める人を目指す。
そして地域、国、やがて世界へ貢献することを誓い、開学する。

校章の四葉は、「自立、連帯、希望、友愛」をあらわし、
周囲をめぐる帯には、和の心をこめる。
医療と芸術の融合による新たな社会創造に向かい、
我々の熱き思いを継ぐ人々の恒久の学府たらん事を希求する。

「教育理念」

戦後 60 年、私たちの「日本」は、世界屈指の豊かな国に成長しました。その一方で、その豊かさの本質が問われる時代を迎えています。昭和という混迷と奇跡の時代を生き抜き、先人の血のにじむような努力の結果得た繁栄の陰で経済的豊かさと共に顕著となってきた「心の貧困」。

また、国際化やボーダーレスにより受容枠が増大した欧米文化の影響。私たちの社会生活から文化芸術、教育に至るまで、これに負う部分は極めて大きいのが現状です。しかし、日本特有の精神や表現様式、あるいは美意識といったものを大事にしようと言う叫びにも似た声を感じます。

わが国の伝統的文化や芸術に対する強い関心と蓄積、この国と、国民が自信をもって誇れる日本文化芸術の新たな伝統となるべきものを生み出すために、私たちはその第一歩を力強く踏み出したいと思えます。

伝統文化を真摯に学ぶ場を提供し、期待に応え得る人材の育成を目指し了徳寺大学は開学します。

さらに我が国は、かつて経験したことのないスピードで高齢化が進み、健康科学への関心が高まり、保健医療に対する要求が増大しています。これらを担う人材の養成が急務となっているのです。

来るべき社会を見据えながら、このような保健医療福祉の社会的要請に的確に応えていくためには、高度な研究・教育機能を備えた大学の設置が不可欠と判断し、人材育成を行うと共に、地域との連携、保健医療福祉現場等との共同研究、国際的な学術交流・芸術交流を行い、開かれた大学として我が国の発展に寄与し、世界に貢献することを目指して、了徳寺大学は健康医療分野でのトップランナーになることを目標に掲げます。

皆さんが「了徳寺に入って良かった」と満足していただける大学、地域の方が「この街には了徳寺大学があります」と誇りにしていただける大学、そのような大学に育ててゆくのが私たちの夢であり責務でもあります。皆さんには、本学で学んだことへの自信と、誇りを持って社会に巣立っていただきたいと願っております。

「自信」と「誇り」それこそが、真に豊かな国「日本」を創り上げると私たちは信じております。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-1-2】～【資料 1-1-3】参照

1-1-③ 個性・特色の明示

文部科学省中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」は、高等教育のうち大学が有する七つの機能を挙げていたが、本学の場合、「設置目的」や「教育目的」で明示しているように「高度専門職業人養成」に比重を置いている。

1-1-④ 変化への対応

本学は、開学 13 年を経過する中で、日本文化芸術および保健医療福祉を取り巻く社会の要請や情勢の変化を受けて、平成 19(2007)年に健康科学部に整復医療・トレーナー学科を設置、平成 23(2011)年に芸術学部の学生募集停止、看護学科の設置に至ったが、その都度「設置目的」および「教育目的」の変更を行ってきた。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-1-4】～【資料 1-1-5】参照

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、基準 1-1-④で述べたように、学部や学科の改組があり、その都度「設置目的」および「教育目的」を変更してきたが、社会の要請や情勢の変化を受けて学部や学科の改組が行われた場合には「設置目的」および「教育目的」の変更を行う方針である。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

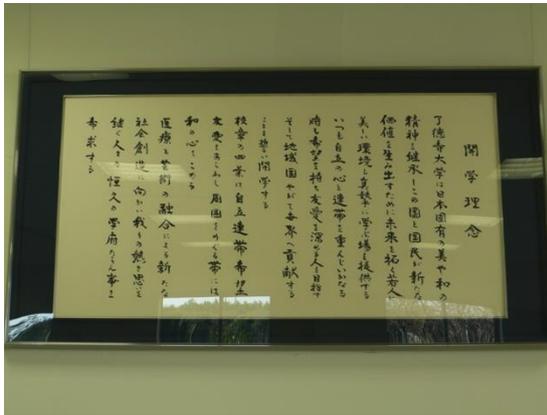
基準 1-1 で述べたように本学の使命・目的および教育目的は学則第 1 条、学則第 3 条の 2、大学 HP に公表・明示しており、学則は毎年新年度開始時に『学生便覧・履修の手引』を役員および教職員に配布し、「設置目的」および「教育目的」の再認識や理解を深めることを図っている。また、大学 HP には役員および教職員の理解と支持のもとに学則、「開学の理念」および「教育理念」を公表・開示して、理解と支持が得られるように図っている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-2-1】～【資料 1-2-2】参照

1-2-② 学内外への周知

「開学の理念」は『学生便覧・履修の手引』、『大学案内』に掲載しているほか、和文、漢文、英文で大学 HP および本館エントランスホールに掲示している（図 1-2-1）。また教

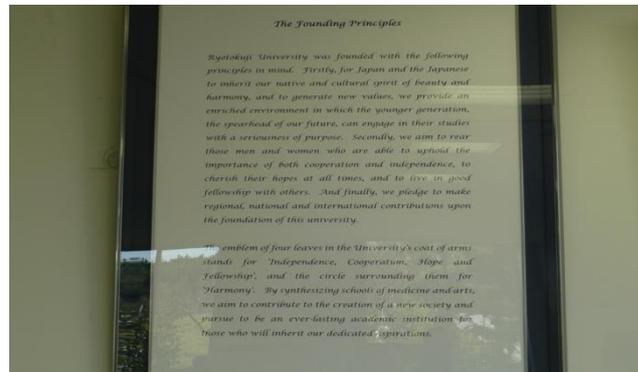
職員間に「開学の理念」の徹底を図るためこれを印刷のうえ、教職員身分証の裏面にも貼付してある。「教育理念」については大学HPに掲載してある。



開学の理念（和文）



開学の理念（漢文）



開学の理念（英文）

図 1-2-1 開学の理念（本館エントランスホール）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

開学 10 年を過ぎたため、本学は、次の 10 年～15 年先を見据えた新たなる中長期的計画策定のため平成 30(2018)年 5 月 10 日の教授会より検討を重ね、企画会議内委員会として中長期計画策定委員会を発足、11 月 29 日に第 1 回委員会を開催した。

本委員会において、議長である学長から、今後の社会情勢の変化、人口構成の変化、特に保健医療福祉分野での社会からのニーズ・要請を十分視野に入れて、10 年～15 年先の本学の教育内容、入学者選抜方法、学生支援体制等の教学戦略、キャリア教育・支援活動、キャンパス計画、ブランディング戦略、広報戦略、大学の内部質保証システム、地域・社会との連携、財務管理運営基盤等のすべての領域にわたるビジョンについて検討することを説明、委員の了承を得た。そして本委員会の委員として、企画会議出席者と、さらに 10 年～15 年先に本学の指導的・教学メンバーとなる現在の中堅教員を加えることを定めた。向こう 1 年～1 年半を目途に中長期計画の策定を目指している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-2-3】～【資料 1-2-4】参照

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

基準 1-1 にて述べたように、平成 29(2017)年から平成 30(2018)年にかけて主に教授会にて三つのポリシーの改定に向けた検討を重ね、大学 HP および『大学案内』に新たに公表した。またその際に健康科学部全体の三つのポリシーも新たに策定し社会からの大学への要請との整合性が取れるようにした。これら新しい三つのポリシー策定に当たっては、「開学の理念」、学則に定める大学の「設置目的」、学科の「教育目的」を踏まえている。特に「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」および「カリキュラム・ポリシー」の策定に際しては、「開学の理念」と、学則に定める「設置目的」および「教育目的」との整合性に留意した。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-2-5】～【資料 1-2-6】参照

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、健康科学部、医学教育センター、教養部、附属図書館、学術情報センター、附属診療所、総合文化研究所、ストレスフリー療法研究センターおよびウェルネストレーニングセンターから構成される（図 1-2-2）。このうち医学教育センターは健康科学部内、ストレスフリー療法研究センターは総合文化研究所内の組織である。

教養部は健康科学部の教養教育を担当する。健康科学部は 3 学科より成るが、全学科の専門基礎教育を医学教育センターが、専門教育を各学科が担っている。

総合文化研究所は「了徳寺大学芸術と健康研究会」と芸術文化研究所を合併した研究所である。芸術と健康研究会は、芸術と健康科学を統合した学際的な研究・実践を推進するために、平成 18(2006)年に設立され、毎年複数の研究プロジェクトを企画し、研究を行ってきた。一方、芸術文化研究所は、平成 22(2010)年にわが国の伝統芸術文化を中心として国際的芸術学や関連する文化的な活動の発展に貢献するために設立され、特に芸術と心理学的研究に重点を置いて研究を行っていた。

総合文化研究所の目的は、「医療と芸術の融合による新たな文化の創造を目指し、人文学、芸術、健康科学各領域の学際的な提携による総合的、複合的な研究を行い、ひろく国際化に対応し得る教育・文化活動の高揚発展に寄与すること」（「了徳寺大学附属総合文化研究所規程」第 4 条）であり、「開学の理念」の具現化を目指している。研究成果として研究紀要（平成 24(2012)年 3 月創刊）の発刊のほか、研究員による授業用教材の刊行を行い、積極的に教育・文化活動の発展に寄与している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-2-7】～【資料 1-2-11】参照

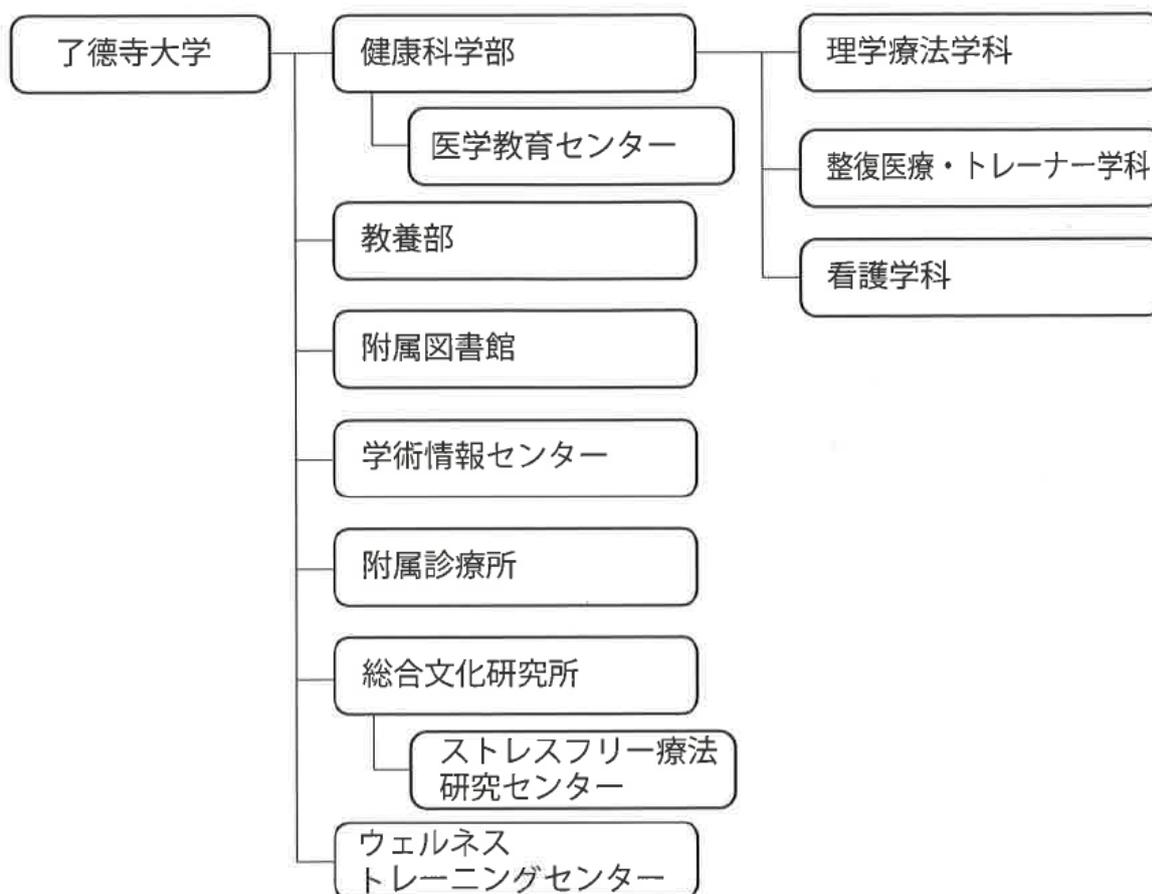


図 1-2-2 了德寺大学教育研究組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の「開学の理念」には「地域、国、やがて世界へ貢献する」ことが謳われており、「開学の理念」に沿った活動が本学には期待されている。

平成 23(2011)年度より看護学科が設置され、既設 2 学科とあわせて医療系 3 学科を擁するに至ったことから、浦安市や、市内に数多くあるマンション群から成る住宅管理組会連合会との連携のもとに、健康科学・医療分野において本学の特色を生かした地域貢献プロジェクトを発足した（基準 A を参照）。

また平成 31(2019)年 3 月 26 日には、「浦安市と学校法人了德寺大学との包括的な連携に関する協定書」を締結した。今後こうした地域連携を深め、地域密着型大学を目指していく方針である。

平成 23(2011)年 9 月に策定された三つのポリシーについてはその後の保健医療福祉を取り巻く社会の状況をふまえて、平成 29(2017)年度から平成 30(2018)年度にかけて何回もの全学をあげての議論、検討をした結果、三つのポリシーの改定を完成させ、大学 HP および『大学案内』に新たに公表した。しかしこれをもって終わりとするわけではなく、今後も社会の保健医療福祉分野の変化は大きいことが見込まれ、そこを見定めながら必要に応じ三つのポリシーの再検討を加えていき、不断の改善努力を行っていく。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-2-13】参照

【基準 1 の自己評価】

基準 1-1 および 1-2 の自己判定を総合的に勘案すれば、基準 1 を満たしている。

「開学の理念」と学則に明示される「教育目的」を踏まえて、三つのポリシーの学科における改定、学部における策定を行っており、これらは教授会で議決され、理事会で承認されている。

教育研究組織についても「開学の理念」と「教育目的」に沿って、体制を整え、教育研究活動を行っている。芸術学部は平成 26(2014)年 3 月に廃止のやむなきに至ったが、「開学の理念」にある「医療と芸術の融合」は、新設の看護学科の教育目標に受け継がれて今に至っている。今後も理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科すべてにおいて「感性豊かな医療人」を育成するよう教育努力を積み重ねていく。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では健康科学部および学科ごとのアドミッション・ポリシーを定め、『大学案内』や大学 HP に入学者受入れ方針を明示し、周知している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-1-1】～【資料 2-1-3】参照

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者の受入れは「了徳寺大学入学者選抜規程」（以下「選抜規程」という。）に従って入学試験委員会のもと、アドミッション・ポリシーに沿って 6 種類の入試区分によって行っている。また、大学入試センター試験利用試験以外のすべての入学試験において面接を実施しており、アドミッション・ポリシーの趣旨に合致した学生を選抜している。面接を担当する教員は公平性、客観性、厳格性を保ちながらアドミッション・ポリシーに沿って合格者を選別することができるよう、面接時には本学独自のルーブリック（面接要綱）を用いている。開学以来、筆記試験の問題は選抜規程第 8 条に従って本学が独自に作成しており、その適正については入学試験委員会において検討を行い、それを入試本部会議にフィードバックして検証しており、入学者受け入れの質保証に努めている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-1-4】～【資料 2-1-6】参照

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学における入学定員、収容定員および在籍学生数は、データ編【表 2-1】のとおりであるが、入学定員 240 人に対し、令和元(2019)年 5 月 1 日現在の入学者数は 299 人であり、入学定員に対する入学者数の比率は約 125%であった。また、収容定員 960 人に対し、令和元(2019)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 1140 人であり、収容定員に対する在籍学生数の比率は約 119%であった。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者受け入れの土台となるアドミッション・ポリシーについては、大学全体で社会情勢等を考慮して必要に応じて改正を図っていくことを考慮に入れており、またそれに対応した入学者選抜方法の在り方も常に変えていく。アドミッション・ポリシーに沿った入学希望者の募集のためにはオープンキャンパスが重要であるとの認識のもと、その内容、実施方法、時期、回数等について入試本部会議で検討を加えていく。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-1-7】～【資料 2-1-8】参照

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、事務局学生支援課による受講登録業務、成績判定登録業務、学修管理業務等と、教員による学生担任制度(アドバイザー制度)とが協働して学生一人一人の学修支援に当たっている。また、「了徳寺大学学内委員会規程」により、教務委員会や学生委員会など学修に係る委員会に教員と職員が参加し、学修支援に関する方針や計画、実施体制を整備、運営を続けている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-2-1】～【資料 2-2-3】参照

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、TA や SA (Student Assistant) 等の制度は用いていないが、各学科に所属する助手を授業補助として活用している。また、次の学修支援を実施している。

1. 入学前準備教育

A0 入試および推薦入学による入学予定者を対象に、入学前準備教育を実施している。これは、合格してから入学までの期間、勉学習慣を継続し、または基礎学力を補強して大学入学後の授業に備える事を目的としているものであり、その内容に関しては入学前・初年次教育委員会で検討を行っている。科目については、入学後の授業理解にとって各学科が必要と考える科目を選定している。課題作成、採点およびレポート添削は教員が、発送、回収は職員が行っている。

2. 初年次教育

新年度初めに、新生にはオリエンテーションとガイダンスを、在生にはガイダンスを各学科で実施している。オリエンテーションでは、学生生活全般について職員が指導し、ガイダンスでは、各学科学年に応じた学修への取り組み、履修を教員が指導している。また、新生には前期木曜日 3 限 15 コマを「初年次教育プログラム」の時間として単位化はされていないが、出席を義務付け、これからの学修および学生生活で基礎となる知識を身につけさせているほか、歌舞伎観賞など多彩なプログラムを提供している。

3. 保護者面談の実施

平成 30(2018)年 5 月に全学科 2、3 年生保護者を対象に、7 月に看護学科 4 年生保護者、9 月に理学療法学科、整復医療・トレーナー学科 4 年生保護者を対象に保護者会を開催している。学生の学修状況や、学生生活・進路相談など、学生支援担任アドバイザーの教員が、個別に保護者からの相談に応じている。

4. 障がいのある学生への配慮

本学では「了徳寺大学障がい学生支援規程」により、障がいのある学生への配慮に努めている。過去には、車イス(肢体不自由)、聴覚障がい者、血友病患者等を受け入れた実績

がある。現在でも、視覚障がい者、聴覚障がい者を受け入れている。年度初めの教授会では障がいを持つ学生の情報を共有し、各学科で対応を分析、配慮するようにしている。また、障がい学生の個人情報保護については、教職員に徹底している。

5. オフィスアワー制度の実施

学生からの授業科目等に関する質問や相談に応じるため、また学生と教員のコミュニケーションを充実させるため、授業以外の時間帯で専任教員は週1コマ以上、非常勤講師は授業終了後にオフィスアワーを設けている。オフィスアワーの時間帯は、1階学生掲示板、5階エレベーターホール、大学HP内「学内掲示板情報」、研究室の扉等に明示しており、制度は全学的に実施されている。

6. 学科会議の開催

定期的に行われている学科会議において、各教員から教育活動支援への要請を適切に引き上げている。

7. 中途退学、休学及び留年者への対応策

本学では「了徳寺大学学生支援担任アドバイザー規程」に基づき、担任による学生個人面談が行われており、特に中途退学、休学、留年になりやすい多欠学生には丁寧な支援・指導を行い、メールを用いて当該学生に注意喚起を促している。退学、休学などの意思表示に対しては、担任から学科長に報告し、学生、保護者(保証人)、学科長で三者面談を行っている。この際の報告書は退学、休学などの実態、その原因分析、改善方策等の検討のために教授会に提出されている。

8. 国家試験不合格者への対応策

本学では「了徳寺大学特別研究生に関する規程」により、専任教員より国家試験を受けるための指導が受けられ、学生の教育に支障がない範囲において指導教員等が担当する授業科目および国家試験対策授業を学長の許可を得て聴講することができ、図書館や実習施設などの学内施設を利用することが可能な独自の制度がある。特別研究生向けの奨学金制度も備えている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-2-4】～【資料 2-2-19】参照

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

入学前準備教育および初年次教育の効果を評価することは容易なことではないが、入学前・初年次教育委員会で常により良い方策を検討する。また、大学として休学・退学・留年等の学修困難者への対策は極めて重要であり、担任アドバイザー、学科、事務局が一体となって今後もより綿密なサポート体制を構築していく。なお、現在学術情報委員会でICT教育の見直しを検討しており、ICT教育をより充実させることによって学生の学修支援向上も図る。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1. キャリア教育のための支援体制

1) 本学の就職率の推移

本学における過去3年間の就職率は、平成28(2016)年度100%、平成29(2017)年度100%、平成30(2018)年度100%と成果をあげている（データ編【表2-5】参照）。

2) 就職支援体制

本学では「了徳寺大学進路支援本部規程」により、進路支援本部会議が置かれ、学生への社会的・職業的自立の支援に向けた方針を決定している。また、各学科には進路支援部（責任者：学科長）が置かれ、事務局学生支援課での指導実践などとあわせ、教員組織と事務組織が連携して就職支援に臨んでいる。

3) 教育課程内外での取り組み

i 教育課程内での取り組み

本学は、「医療人」になるため、目標の一つに国家資格、その他の資格を取得することがある。これらの資格を取得するための科目では、学生の職業意識を高めるとともに、卒業後の就職等に活かされるよう工夫している。特に、学内実習を中心としたキャリア教育に関連する科目では、3学科共に医療人としての職業倫理やチーム医療としてのコミュニケーション能力が培われるようカリキュラムを構成している。

表 2-3-1 キャリア教育科目・学内実習

	区分	授業科目	学年	単位数		
				必修	選択	
学部共通	人間関係の実践	人間関係実践演習Ⅰ（医療教養）	1	1		
		人間関係実践演習Ⅱ（医療コミュニケーション論Ⅰ）	2	1		
		人間関係実践演習Ⅲ（医療コミュニケーション論Ⅱ）	3	1		
	こころとからだの表現	芸術表現Ⅰ（造形の感性と創造）	1	※	※	
		芸術表現Ⅱ（書の感性と創造）	1	※	※	
理学療法学科	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学実習	2	2		
		生理学実習	2	1		
	基礎理学療法学	運動学実習	2	1		
		臨床運動学実習	3	1		
		日常生活活動学実習	2	1		
	理学療法評価学	機能能力診断学実習	2	1		
	理学療法治療学	基礎運動療法学実習	1	1		
		義肢装具学実習	3	1		
		整形外科系障害理学療法学実習	2	1		
		神経系障害理学療法学実習	2	1		
		内部障害理学療法学実習	3	1		
	整復医療・トレーナー学科	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学実習	2	1	
			生理学実習	2		1
運動生理学実習			3		1	
臨床柔道整復実技		上肢整復実技Ⅰ	2	1		
		上肢整復実技Ⅱ	3	1		
		体幹下肢整復実技	3	1		
		臨床柔道整復包帯実技	1	1		
		老年柔道整復実技	3	1		
		予防とコンディショニング（実習を含む）	1	1		
		スポーツコンディショニング論Ⅰ（実習を含む）	3		1	
		スポーツコンディショニング論Ⅱ（実習を含む）	3		1	
		アスレティックリハビリテーションⅠ（実習を含む）	3	1		
		アスレティックリハビリテーションⅡ（実習を含む）	3		1	
看護学科	人体の構造と機能	人体構造・生理機能実習	2	1		
	人間と健康	アサーティブコミュニケーション	2・3・4		1	
	看護と芸術	看護と芸術Ⅰ（造形の感性と創造）	4		1	
		看護と芸術Ⅱ（書の感性と創造）	4		1	

※ 芸術表現Ⅰ（造形の感性と創造）および芸術表現Ⅱ（書の感性と創造）は、看護学科は必修各2単位、理学療法学科および整復医療・トレーナー学科は選択各2単位

臨床実習（学外実習）では、それぞれが目指す職種への職業意識を高めさせている。

表 2-3-2 臨床実習（学外実習）一覧

	免許	区分	授業科目	学年	単位数	
					必修	選択・自由
理学療法学科	理学療法士免許	臨床実習	臨床教育実習Ⅰ（3年次）	3	3	
			臨床教育実習Ⅰ（3年次発表会）			
			臨床教育実習Ⅱ前期（4年次）	4	10	
			臨床教育実習Ⅱ前期（4年次発表会）			
			臨床教育実習Ⅱ後期（4年次）	4	5	
			臨床教育実習Ⅱ後期（4年次発表会）			
整復医療・トレーナー学科 柔道整復師免許 アスレティックトレーナー 健康運動指導士 認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト 中学・高等学校教諭一種免許状（保健体育）	臨床実習	臨床実習Ⅰ	1	1		
		臨床実習Ⅱ	2	1		
		臨床実習Ⅲ	2	1		
		臨床実習Ⅳ	3	1		
	現場実習	トレーナー実習Ⅰ（見学実習）	1		1	
		トレーナー実習Ⅱ（スポーツ現場実習）	2		1	
		トレーナー実習Ⅲ（検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習）	3		1	
		トレーナー実習Ⅳ（アスレティックリハビリテーション実習）	3		1	
		トレーナー実習Ⅴ（総合実習）	2・3・4		2	
	現場実習	健康運動指導実習Ⅱ（学外スポーツジム実習）	2		1	
	指導実習 （現場での インターン シップ）	トレーナー実習Ⅰ（見学実習）	1		1	
		トレーナー実習Ⅱ（スポーツ現場実習）	2		1	
	教育実践に 関する科目 大学が独自 に設定する 科目 介護等体験 実習	教育実習Ⅰ	4		2	
		教育実習Ⅱ	4		2	
		教職インターンシップ	2・3		2	
特別支援学校(2日間)		2	必修			
社会福祉施設等(5日間)	2					

看護学科	看護師免許	看護の基礎	基礎看護学実習Ⅰ	1	1	
			基礎看護学実習Ⅱ	2	2	
		健康支援看護学	成人看護学実習Ⅰ(慢性期看護実習)	3	3	
			成人看護学実習Ⅱ(急性期看護実習)	3	3	
			高齢者看護実習	3	4	
			精神看護学実習	3	2	
		リプロダクティブヘルス看護学	小児看護学実習	3	2	
			母性看護学実習	3	2	
		公衆衛生・在宅看護学	公衆衛生看護学実習Ⅰ(地域看護の実際)	4		2
			公衆衛生看護学実習Ⅱ(学校保健・産業保健実習)	4		2
			在宅看護学実習	3	2	
		統合看護学	統合実習(基礎看護、成人看護、高齢者看護、精神看護、小児看護、母性看護、在宅看護)	4	2	
		養護教諭一種免許	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	成人看護学実習Ⅱ(急性期看護実習)	3	3
	小児看護学実習			3	2	
	教育実践に関する科目		養護実習Ⅰ	4	2	
			養護実習Ⅱ	4	2	
	大学が独自に設定する科目		教職インターンシップ	2・3		2
	介護等体験実習		特別支援学校(2日間)	2	必修	
			社会福祉施設等(5日間)	2		
	保健師免許	公衆衛生看護学実習	在宅看護学実習	3	2	

ii 教育課程外での取り組み

本学では模擬試験を積極的に活用している。各学科では国家試験対策会議が中心となって、学生全員が国家資格を取得できるように、以下のように模擬試験(各学科教員が問題を作成する学内模擬試験と予備校等による学外模擬試験がある)を導入、補講等を行っている。

理学療法学科では平成30(2018)年度に実施した模擬試験は13回であった。

整復医療・トレーナー学科では平成30(2018)年度に実施した模擬試験は、3年生対象が2回、4年生対象が5回であった。

看護学科では平成30(2018)年度に実施した看護師模擬試験は1年生対象が1回、2年生対象が1回、3年生対象が2回、4年生対象が8回であった。保健師模擬試験は4回実施し

た。

iii 就職・進学に対する相談・助言体制の整備と運営

本学では次の方法で学生に就職や進学での相談、助言を行っている。なお就職や進学が決まった場合は、学生支援担任アドバイザーを通して学生支援課に内定届を提出する。

・個別相談

学生支援担任アドバイザーは、学修相談とあわせて就職、進路相談を行っている。

・キャリア支援室

本学図書館内にキャリア支援室を設置し、病院等からの求人情報、企業パンフレット、大学院進学などキャリアに関する資料および就職試験対策参考書などを設置し、自由に利用できる環境を整備している。また、大学HP内「学内掲示板情報」からも求人情報を閲覧できる環境を整えている。



図 2-3-1 キャリア支援室

・就職説明会

理学療法学科は平成 30(2018)年 9 月に、整復医療・トレーナー学科は 11 月に、看護学科は平成 31(2019)年 1 月に、学内にて就職説明会を 4 年生向けに開催した。各説明会での参加事業所数および参加学生は、理学療法学科が 67 機関、74 人、整復医療・トレーナー学科が 58 機関、52 人、看護学科が 41 機関、83 人であった。

・就職ガイドブック

平成 30(2018)年 10 月に株式会社 JS コーポレーションの協力を得て履歴書の書き方や面接を受ける際のマナーなどを記した『Placement Book』を刊行し、3 年生に配布した。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-3-1】～【資料 2-3-13】参照

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

全体的に就職の実績は順調に推移しているが、さらに充実した対応が出来るよう、以下の対策を講じる。

- ①国家試験対策の充実化とともに、学生の就職に対する意識付けを図る。
- ②個別対応により重点を置いた教育のあり方を考え、導入する。
- ③学生支援担任アドバイザー制度を一層強化する。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活の安定のため以下の支援を行っている。

1. 学生サービス、厚生補導のための支援

本学では学生サービス、厚生補導は、学生委員会など関係委員会、保健管理センターおよびメンタルサポートセンターが学生支援課と連携を取りながら行っている。業務内容は以下のとおりである。

- ①学生証・仮学生証（学生証を忘れた場合のもの）の発行に関する事
- ②学生の健康診断、健康管理・指導、保健室、学生相談室の利用に関する事
- ③保険に関する事
- ④奨学金に関する事
- ⑤学園祭に関する事
- ⑥留学生に関する事
- ⑦社会人入学、編入学、転入学に関する事
- ⑧特待生（スカラシップ）に関する事
- ⑨体育館等の施設の使用に関する事
- ⑩在学証明書、健康診断証明書等の発行に関する事
- ⑪通学定期券の発行に関する事
- ⑫自転車通学許可書の発行に関する事
- ⑬学生のアルバイト、アパートの紹介に関する事
- ⑭課外活動の指導および援助に関する事
- ⑮学生の懲戒処分および定期試験における不正行為に関する事
- ⑯遺失物に関する事
- ⑰学生懇談経費に関する事
- ⑱その他学生サービス、厚生補導に関する事

2. 学生に対する経済的な支援

1) 特待生（スカラシップ）制度

本学では、スカラシップ入学試験において優秀な成績を収めた者より選出される入学試験特待生制度と、1～3年の各年次の成績(GPA)上位者より選出される在学特待生制度を設けている。

2) 奨学金および修学支援

学生支援課では、日本学生支援機構の奨学金（定期採用）のほか、家計支持者の失業等により家計が急変してしまった学生に対して応募可能な奨学金を紹介している。

この他、保健師等修学資金や理学療法士等修学資金などの地方公共団体および民間団体の奨学金については、募集があるごとに掲示で案内している。

平成 30(2018)年度の実績は、表 2-4-1 のとおりである。

表 2-4-1 平成 30 (2018) 年度奨学金実績一覧

奨学金の種類	人数
日本学生支援機構第一種奨学金	142
日本学生支援機構第二種奨学金	359
第一種・第二種奨学金 併用貸与者	56
日本学生支援機構給付奨学金	4
千葉県保健師等修学資金	62
船橋市看護師等養成修学資金	9
八千代市看護師等養成修学資金	1
福島県保健師等修学資金	1
地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院奨学金	3
鹿嶋市奨学生	2
茨城県奨学資金	1
袖ヶ浦市奨学金	1
大田区奨学金	1
浦安市奨学支援金	1
公益信託 高島君子記念看護奨学基金	2
あしなが育英会	1
公益信託 石井清一郎記念奨学基金	1

3. 学生の課外活動への支援

本学の課外活動は学友会のもとで運営されている。学友会は本学の全学生が所属する組織であり、「開学の理念」に基づき、協力と団結による自主活動によって、学風の浸透と豊かな人間性の形成に寄与することを目的としている。

組織は執行部のもとに、部・サークル委員会、よつば祭（学園祭）実行委員会、学生生活・交通委員会、卒業記念実行委員会の四つの委員会で構成されている。

部・サークル委員会には、22 団体（運動系 18 団体、文化系 4 団体）が加盟している。これら公認・準公認の各部・サークルに、1 人以上の顧問教員が指導に当たっている。活動には、教室や体育館、学内グラウンドのほか、浦安市内の体育施設等が利用できている。

ボランティア活動は部・サークル委員会が中心になり積極的に参加している。

4. 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

学生に対する健康相談、心的支援は、「了徳寺大学保健管理センター規程」（以下「保健管理センター規程」という。）に則り、保健管理センターが中心に担っている。

1) 定期健康診断

全学生を対象とした健康診断は、毎年 4 月から 6 月に行っている。健康診断の結果は学生に通知され、2 次検査が必要となった学生については、保健管理センターが個別に対応している。

2) 健康相談

学生からの健康面での相談事項は、保健室（学校医 5 人と看護師 2 人が交代で勤務）が担当している。学校医と看護師は保健室の開室時間に常駐している。

看護師は学生から体調や症状など健康面での相談があったときは、症状や生活習慣についての聴取、保健指導等をしている。学校医の指導が必要な場合は、学生の了解を得て、看護師同席のもと学校医面談を実施している。面談は保健室で行っている。心の健康問題が認められた場合は、学生相談室の利用を勧めている。

相談者が医療機関で受診した場合は、各検査結果の提出、処方薬の確認、再診の有無などを聴取するなど情報収集に努めている。通院が長期になる学生に関しては、定期受診の結果を提出するよう促し、長期的に経過も観察している。

平成 30(2018)年度の保健室利用状況は、表 2-4-2 のとおりである。

表 2-4-2 平成 30(2018)年度 年間保健室利用状況

症状別		件
外科的 症状	捻挫・突き指	13
	打撲	12
	擦過傷・切り傷	27
	筋肉痛	5
	関節痛	5
	骨折	0
	熱傷	4
	眼科的症状	1
	耳鼻科的症状	4
	その他	9
計		80
内科的 症状	気分不良	42
	胃痛・腹痛	12
	頭痛	14
	風邪・発熱	32
	月経痛	12
	その他（過呼吸含む）	17
計		129
歯科		0
健康相談		28
学生相談		8
計		36
合計		245

傷病者発生時は、「傷病者発生時の対応」に従い、教職員が迅速に対処している。

3) 心的支援

学生の心の健康問題解決を支援し、学生生活の様々な困難を乗り越えるための援助を行うことを目的に、保健管理センターのもとにメンタルサポートセンターを設置し、カウンセラーが「学校法人了徳寺大学カウンセラー設置要綱」に基づき、専用の面談室において学生相談業務を行っている。

メンタルサポートセンター内にあるメンタルサポート委員会は、同センターの管理運営に関する重要な事項を審議している。

相談内容は、友人や家族との人間関係についての悩みが多く、他には学生の臨床（臨地）実習についての悩みや不安を相談するケースも見られる。

相談件数は、表 2-4-3 のとおりである。

表 2-4-3 学生相談室利用件数（平成 26 年度～30 年度）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
新規受付件数	27	18	15	29	29
前年度からの継続件数	4	11	9	5	6
延べ面接回数	151	164	127	93	96
教職員との取次ぎ	27	19	17	6	11

専門医の診断が必要と考えられる場合は、保健管理センター所長（学校医）の指示のもとに、学校医による相談や医療機関への紹介を行っている。

4) ストレスフリー療法

本学では、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談と連携してストレスフリー療法を導入している（特記事項参照）。この背景には、青年期の痛みに関する実態調査において6割以上が日常的な痛みやストレスを抱え、それが学修意欲の低下となっていることがある。この対応策としてストレスフリー療法は、血流動態を改善するとともにストレスホルモン（コルチゾール、ACTH）を低減し疼痛を軽減する効果が期待できることから、運動器症状（頸肩腕痛、筋膜性腰痛）さらに頭痛などで講義に集中できない学生を対象に、本学で独自に研究を進めているストレスフリー療法を導入して学生生活の改善に努めている。

表 2-4-4 ストレスフリー療法（平成 29 年度～30 年度）

		29年度(件)	30年度(件)
外科的症狀	運動器症狀	126	98
	頭痛	14	8
	眼科症狀	1	1
	耳鼻咽喉科症狀	1	11
計		142	118
内科的症狀	気分不良	19	11
	胃痛・腹痛	5	6
	風邪・発熱	9	0
	月経痛	8	1
	不眠・睡眠不足	44	25
	疲労・倦怠感	39	25
	冷え症	8	4
	その他	19	119
計		151	190
合計		293	308

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-4-1】～【資料 2-4-11】参照

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生が安心して生活できるように、引き続き現行の制度や体制を活用し、支援の拡充を図る。今後も多様化する学生の相談やメンタルケアを必要とする学生に対してより細かな対応ができるよう教員、職員、保健室、学校医および学生相談室で連携を深める。奨学金についても引き続き学生の実態把握に努め、更なる充実を図る。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

教育目的を達成するために必要な教育環境は、大学設置基準ならびに理学療法士作業療法士学校養成施設、柔道整復師学校養成施設および保健師助産師看護師学校養成所の各指

定規則に適合した施設・設備を確保している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-5-1】～【資料 2-5-3】参照

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1. 実習施設

本学では、実習施設として、3階に看護系と芸術系の実習室、4階に理学療法系と整復医療・トレーナー系の実習室、5階にウェルネストレーニングセンター、アスレティックトレーナールームを設置している。また、附属クリニック3か所（上青木整形外科、船堀整形外科、新小岩整形外科）と、医療社団法人了徳寺会のクリニック3か所（両国みどりクリニック、葛西整形外科内科、高洲整形外科）を必要に応じて使用している。

平成30(2018)年度における各クリニックでの実習実績は上青木整形外科が理学療法学科で55人、整復医療・トレーナー学科で43人、船堀整形外科が理学療法学科で30人、整復医療・トレーナー学科で43人、両国みどりクリニックが理学療法学科で40人、整復医療・トレーナー学科で40人、葛西整形外科内科が理学療法学科で55人、整復医療・トレーナー学科で43人、高洲整形外科が理学療法学科で36人、整復医療・トレーナー学科で43人であった。

2. 附属図書館

本学では、「了徳寺大学附属図書館規程」に基づいて、図書委員会が計画的に一般教養図書、基礎医学分野図書、専門分野図書の増冊を図るとともに学術雑誌の整備に努めている。開館時間は、通常、月曜日から土曜日の8時30分から20時20分までである。また、学生が自由に検索等を行うことができるOPAC対応のコンピューターはじめ、WindowsコンピュータールームおよびMacパソコンルーム(77席、63台)、スタディールーム(個人自習室)、グループ研究室を設置し、附属図書館内の蔵書等を利用して、自習やディスカッションができるスペースを整備している。平成30(2018)年度の延べ来館者数は101,473人、延べ貸出冊数は5,248冊であった。

3. 情報処理室

本学では学術情報センターを設置し、学術情報委員会を中心に運営、整備等を行っている。3Fにある情報処理室では71席、端末を68台設置して、通常、月曜日から土曜日の8時30分から20時20分まで開室しており、授業での利用のほか、学生がレポートを書くうえで必要な情報提供サービス、例えば医学書ジャーナルや書籍の電子配信サービスである「医書.jp」などを提供している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-5-4】～【資料 2-5-8】参照

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー環境等については、多目的トイレ、誘導用ブロック、点字案内、階段手すりなどを設置し整備している。また、建物の耐震性については、耐震基準に適合している。施設・設備の保守・点検は、空調、電気設備、エレベーター、ネット回線、ポンプ、受水槽および消防機器などについて、専門業者と定期的な保守・点検を行うよう委託契約を結び、安全管理に努めている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-5-9】参照

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の教室は 300 人収容教室が 2 室、100 人収容教室が 3 室、96 人収容教室が 1 室、50 人収容教室が 6 室および 16 人収容演習室が 2 室であり、本学で最も履修者数が多い「武道文化論」は履修者数 276 人を 300 人収容教室にて開講しているなど収容数を超過している授業はない。

このほか授業については、「総合英語 I」などで 30 人を単位とする少人数クラスを編制するとともに、各学科の実習・演習科目では、助教や助手を複数配置して学生が実技に取り組みやすくするなど、教育効果を高めるためのさまざまな取組みがなされている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学習環境の整備に当たっては、学生委員をはじめ各委員会と連携し、随時検討し、附属図書館や情報サービス施設をはじめとする設備面の利便性を高める。授業で用いるための新たなソフトウェアの導入なども検討している。また、維持管理に関する計画を専門業者と連携して立案・実施し、施設設備の長期的維持に努める。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活および学修環境に関する学生の意見や要望の把握は、一括して、学生支援担任アドバイザー制度のほか、次の制度や手段によって行っている。

1. 目安箱メール

目安箱メールは、メールによって、大学への要望や相談を受け付ける制度である。『学生便覧・履修の手引』および大学 HP にてメールアドレスを公表している。

2. 学生生活アンケート

学生委員会では、4 年ごとに、学生生活全般にかかる Web アンケートを在学生に実施している。アンケート結果は、同委員会で分析、審議し、その結果を企画会議および教授会に報告、学修支援、学生生活および学修環境の改善に努めている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-6-1】～【資料 2-6-8】参照

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望には時間を置かずにその都度真摯に対応する必要があるが、その内容を十分に吟味し大学の改善に資する建設的なものを取り上げるようにする。今後も学生支援担任アドバイザー制度、目安箱メール、学生生活アンケートのシステムそのものの改良も検討する。

【基準 2 の自己評価】

基準 1-2-④で述べたように、アドミッション・ポリシーは、「開学の理念」などを反映して作成しており、そのアドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜は適切に実施されている。学生の学修支援、キャリア支援、学生生活支援、学修環境整備等に対して全学体制で対応しているが、これらの対応が十分かどうかの学生の意見・要望をいくつかのシステムを用いつつチェックする。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では学則 3 条の 2 で定めた「教育目的」を達成するため、健康科学部および各学科においてディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を定め、大学 HP および『大学案内』で公開している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-1】～【資料 3-1-4】参照

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1. 単位認定基準

健康科学部および各学科のディプロマ・ポリシーに沿うよう学生に単位の履修を促すため、本学では学則の第 16 条で単位の授与を次のように定めている。

第 16 条 授業科目を履修した者に対して試験を行い、合格した者にその科目を修得したことを認定し、所定の単位を与える。

2 単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

これを受けて、本学では、単位認定の基準として、「了徳寺大学履修規程（以下「履修規程」という。）」を定め、授業の出欠席と公欠等（第 4 条）、授業の出欠確認（第 5 条）、成績の判定（第 11 条）、定期試験（第 12 条）、追試験（第 13 条）、再試験（第 14 条）および受験資格（第 15 条）を規定している。

なお、試験の方法は、筆記試験のほか、レポート提出、作品の提出、実技および実習等がある。

こうした単位認定の基準は、『学生便覧・履修の手引』に明記し学生に周知している。

また、各科目での試験実施の方法については大学 HP 上で閲覧できる「Web シラバス」に明記し学生に周知している。

なお、学生が本学入学前に他大学や短期大学等で修得した単位については、単位認定制度として、学則第 18 条および「了徳寺大学入学前の既修得単位の認定に関する規程」を定めている。

単位認定制度は、『学生便覧・履修の手引』に明記し学生に周知している。

2. GPA 制度

客観的に、一定期間の履修および学修状況をより明確に把握するため、本学でも GPA

(Grade Point Average) 制度を導入している。

履修規程第 18 条に GPA を定め、表 3-1-1 のようにその基準を定めている。

表 3-1-1 GP (Grade Point) の基準

判定	合 格				不合格
成 績	90 点以上 100 点まで	80 点以上 90 点未満	70 点以上 80 点未満	60 点以上 70 点未満	60 点未満
成績評価	秀	優	良	可	不可
GP	4	3	2	1	0

GPA については、『学生便覧・履修の手引』に明記し学生に周知している。

3. 進級基準

本学では休学した場合を除き 4 年次まで留年はない。このため進級基準はない。

ただし、教育効果を高めるために先修条件を設けている科目があり、先修条件にある科目の単位を修得していない場合には 4 年間で卒業することができないことがある。

この先修条件は『学生便覧・履修の手引』に明記し学生に周知している。

4. 卒業認定

卒業認定は学則第 36 条に次のように定めている。

第 36 条 学長は、本学に 4 年以上（編入学、転入学又は再入学した者にあつては、第 27 条の規定により定められた期間）在学し、別表 2 に定める単位数を取得し、かつ卒業試験に合格した者について、卒業を認定する。

卒業に必要な単位数は『学生便覧・履修の手引』に明記し学生に周知している。

なお、学則第 36 条ではその第 4 項において「卒業試験に関する規定は、別に定める」とあり、「了徳寺大学の卒業試験に関する規程」を定めている。

卒業試験については『学生便覧・履修の手引』に記載して学生に周知している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-5】～【資料 3-1-8】参照

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1. 単位認定基準

学則第 16 条および履修規程の各規定に基づいて授業科目ごとに授業担当者が実施した試験（筆記試験、レポート提出、作品の提出、実技および実習等を含む。以下同じ。）の合格者を教授会に報告、単位の認定を審議している。

2. GPA 制度

GPA は、毎年 10 月と 3 月に学生に成績評価通知とともに通知している。また、この通知は保護者に対しても直接郵送している。

なお GPA が 2.0 未満の者に対しては学生担任が面接し指導に当たっている。

3. 進級基準

進級基準がないため、適用なし。

4. 卒業認定

卒業認定は、学則第 36 条の規定に基づき、次のような手順で認定を行っている。

- ① 各学科において、学生支援課が作成した単位認定資料をもとに 4 年次生の単位取得状況および卒業試験の結果を確認する。
- ② ①において確認した結果をもとに、学長が卒業を認定する。
- ③学長は、認定結果を教授会に報告する。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-9】～【資料 3-1-12】参照

(3)3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定、周知し、それをもとに単位認定基準および卒業認定基準等を定め、厳格に適用しているが、ディプロマ・ポリシーや各認定基準については時代や社会の要請に応じて適宜改定を行う。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

健康科学部および各学科において、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を定め、教育目的を達成することを目指している。カリキュラム・ポリシーは、大学 HP および『大学案内』で公開している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-2-1】～【資料 3-2-3】参照

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、大学 HP において、学科別にカリキュラムツリーが公表されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに一貫性があることが示されている。

例えば、看護学科の教養科目では、ディプロマ・ポリシーが求める人材育成像、「身体的、心理的、社会的に多様な視点で人を理解する努力ができる」、「人の自立と健康に役立つ」という気持ちで接することができる」および「教養としての知識、専門的知識をもとに事実を確かめ、物事を深く考えることができる」に対して、「教養科目と看護専門科目と関連づけて、人間を多方面から理解できるカリキュラムとする」というカリキュラム・ポリシーが対置されている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-2-4】～【資料 3-2-6】参照

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

基準 3-2-②で述べたように、本学が大学 HP で公表している学科別のカリキュラムツリーによれば、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を持つカリキュラム・ポリシーに基づき各授業科目が設置されており、個々の授業の位置づけが体系的に組み立てられている。

また、シラバスについては大学 HP において「Web シラバス」が公開されている。

履修登録単位数の上限については、履修規程において、1 年間に登録できる卒業に必要な履修単位数の上限を「理学療法学科・看護学科は 44 単位、整復医療・トレーナー学科は 50 単位（平成 29(2017)年度以前入学生は 44 単位、平成 30(2018)年度入学生は 48 単位」（キヤップ制）と定めており、『学生便覧・履修の手引』で明示している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-2-7】～【資料 3-2-9】参照

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育科目は、学生が選ぶそれぞれの専門職で必要となる思考力や感性を養い、豊かな人間性と倫理観を涵養するための授業を用意している。このために、異文化への理解を深めること、コミュニケーション能力を身につけること、人間の尊厳を重視すること、科学的探究心・向学心・批判的思考と研究的態度を身につけることを目的とする授業を行っている。具体的には、表 3-2-1 に示す 5 つの領域から構成されている。大学の教育理念に基づき、また教育目的を実現するため、3 学科の学生が共通で履修する科目から、必修科目と選択科目を合わせて 28 単位以上の履修を義務付けている。専門基礎科目、専門教育科科学修の際の基礎となる科目があるため、原則として 1, 2 年次に配当している。

全 37 科目のうち、3 学科共通の必修科目は 9 科目ある。それに加えて、整復医療・トレーナー学科は「スポーツ理論と実習Ⅱ」、看護学科は「実践医療英語Ⅰ」「芸術表現Ⅰ」「芸術表現Ⅱ」の 3 科目を、それぞれ必修科目としている。特に、本学の「開学の理念」と「教育理念」を反映し、看護学科は芸術の学修を通して培った感性を看護のこころに生かすことを目指して芸術科目を重視している。

なお、平成 26(2014)年度入学生より教養教育科目の見直しを行い、領域とそれを構成する科目を変更した。担当部局も教養教育センターから教養部に改組された。

表 3-2-1 教養教育科目の領域のねらいと科目例

領域	ねらいと科目例
人間の本質の探究	・文化や人文科学などを学ぶことで人の考え方や価値観の形成について学び、豊かな人格を涵養する。「日本武道文化論」「心理学」「世界の歴史と文化」など8科目を設置。
自然と社会の理解	・自然科学および社会科学を学ぶことで、現代社会が直面する基本的な諸課題について総合的に判断できる能力を養う。「現代物理学」「現代生物学」「日本国憲法」など6科目を設置。
情報の活用	・情報伝達や処理について学び、人間関係のあり方や国際人としてのコミュニケーション能力を修得する。「情報処理演習Ⅰ」「総合英語Ⅰ」など9科目を設置。
こころとからだの表現	・人間の健康・文化・社会活動を実践し、その心を理解する。「スポーツ理論と実習Ⅰ・Ⅱ」「芸術表現Ⅰ・Ⅱ」「体育実技(体づくり運動)」など12科目を設置。
人間関係の実践	・コミュニケーション能力を身に付け、患者や家族に思いやりをもって対話できる能力を養う。「人間関係実践演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の3科目を設置。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業の学習目標を達成するために、授業の形態や内容に応じて様々な教授方法における工夫を取り入れている。

まず、演習室を除いた全教室にAV機器とプロジェクターを設置しており、単にホワイトボードを使うだけでなく、マルチメディアによる教育効果の向上をねらっている。

また、教養教育科目の「総合英語Ⅰ」と「総合英語Ⅱ」において、学生の到達度に合わせて10人以上30人未満のクラスを編成、学生の理解度が高まるよう配慮しているように、実技や演習科目を中心に、30人以下の少人数制の授業を多く行っているほか、情報処理科目では学生1人につき1台ずつのPCが使える環境を整えている。

こうした工夫以外に、各学科における特徴的な教授方法の工夫について以下に述べる。

〔理学療法学科〕ビデオ撮影による実技演習

「運動学実習」、「理学療法評価学Ⅰ」、「基礎運動療法学実習」および「内部障害理学療法実習」では評価技術・理学療法技術などの習得のために、教員が実施した実技をビデオカメラで撮影し、説明を行いながらリアルタイムでスクリーンおよびモニターに表示するとともに、繰り返しビデオ再生を行い、アクティブ・ラーニングにより、学生が手順や方法などを確認しながら練習を行えるようにしている。

〔整復医療・トレーナー学科〕複数教員制による授業

講義科目において知識、理論を教授する際、受講する学生が教室の構造や座席の位置などで、プロジェクター画像やホワイトボードの文字が見えにくいなどの不公平を生じないように、必修科目や実技の授業においては可能な限り複数の教員（教員助手を含む）を教室に配

置している。また実技科目においても同様で、授業を行う教員の手元などが見えにくい時のサポートとして、教員助手を配置して補助を行い、技術習得を確実なものにしている。

〔看護学科〕1グループ5名の臨地実習

すべての実習科目は、原則、5名を1グループとして臨地実習施設に配置し、これを1名の教員が指導担当する体制をとる。臨地実習施設との間では、実習要項および実習指導要領等を使用して実習開始前に実習のねらいや進め方などを綿密に打ち合わせ、実習目的や目標の共通理解を図っている。実習終了後には、学生の到達状況や今後に向けた課題についての報告書をまとめ、学生一人一人への指導やサポートを行うとともに、実習施設にも報告書を提出し、次の実習機会に向けて連携を深めている。

本学には、教授方法でのさらなる工夫や開発のため、本学の教育力の向上を図ることを目的にして授業の内容および方法の改善を行い、研修や研究の企画および実施について必要な事項を審議し運営にあたる組織として授業改善委員会がある。同委員会は、教養部、医学教育センター、各学科の教員および事務局職員で構成されおり、基準3-3で述べるような授業改善アンケート、公開授業およびアクティブ・ラーニングなどの研修を実施している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、そして教育課程の体系的編成が一貫して整備され、大学HP等を通じて公表されているが、学生が専門性をもつ医療人として精神的にも自立するために、思考力を養い、コミュニケーション能力および自立し継続的な学修能力を身につけることを目的として教養科目、専門基礎科目および専門科目において、学生があるテーマについて互いに議論を交わし自ら学ぶ主体的かつ能動的な学修ができるよう、アクティブ・ラーニングなど教授方法のさらなる充実化を図るべく研修会の回数を増やす。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法において、基準6-3で述べる「教育力向上のためのPDCAサイクル」を用いて、ディプロマ・ポリシーに沿った授業の実現を目指している。

この目的を点検・評価する組織として、本学では授業改善委員会と学生委員会があり、それぞれ主体的な活動をしている。

1. 授業改善委員会による学修成果の点検・評価活動

1) 授業改善アンケート

授業改善アンケートは本学が開講している授業すべてに対して実施している。特に平成22(2010)年度からは、他大学との比較検討が可能になるFDネットワーク“つばさ”を用いて客観的な評価が得られるようにしている。

2) 公開授業

授業改善委員会による公開授業は、授業の改善を図るために、担当教員ではない本学教員が参観、ピアレビューを行う授業であり、毎年前期と後期の各1回実施している。

3) 教員研修

FD活動の一環として、山形大学FDネットワーク“つばさ”が平成30(2018)年5月26日、9月3～4日、4～5日および14日に開催した協議会、合宿セミナーおよびワークショップに4名の教員を派遣した。また、一般財団法人全国大学実務教育協会が8月25日、9月22日および10月27日に開催した第5回「能動的学修の教員研修リーダー講座」に3名の教員を派遣した。

2. 学生委員会による学修成果の点検・評価活動

1) 学生生活アンケート

4年ごとに、学生生活全般にかかるWebアンケートを実施しており、直近では平成30(2018)年11月に実施した。このアンケートでは学生の満足度のほか、「いままでの学修で身についた力を5段階で評価してください」として、「物事に進んで取り組む力」や「他人に働きかけ巻き込む力」など13項目の設問を尋ねている。

◇エビデンス集 資料編 【資料3-3-1】～【資料3-3-6】参照

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

基準3-3-①で述べたように、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検とその評価方法は、授業改善委員会と学生委員会が担っているが、これらの委員会では次のように教育内容・方法および学修指導の改善に向けたフィードバックを図っている。

1. 授業改善委員会による学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) 授業改善アンケート

学生が記入した授業改善アンケートはすべて山形大学FDネットワーク“つばさ”に郵送し、同ネットワークが授業ごとに集計を行う。授業ごとに集計されたデータは本学に返送され、各授業担当者に渡される。各授業担当者は渡された集計データをもとにリフレクションペーパーを作成して総務課に提出するとともに、次年度のシラバスにその内容を反映させている。

2) 公開授業

平成30(2018)年度は、6月15日に「臨床心理学」において本学教員32名が参観、場所を移して引き続いて行われたピアレビューには21名が参加し、「学修の振り返り」や「授業の教授方法」について活発に意見を交わし合っていた。

また、12月10日には「理学療法特講Ⅰ」において本学教員14名が参観、ピアレビューには11名が参加した。

3) 教員研修

大学における入学前教育の今後のあり方について教員の理解を深めるために、株式会社進研アドが平成 30(2018)年 6 月 26 日に開催した「高大接続改革研究会」に本学教員 1 名を派遣し、入学前・初年次教育委員会との共催にて平成 30(2018)年 9 月 3 日に出席した教員を講師にして報告会を行った。また、能動的学修の教員研修リーダー講座について平成 31(2019)年 3 月 19 日に伝達講習を実施、本学教員 45 名が参加した。

2. 学生委員会による学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) 学生生活アンケート

基準 2-6 でも述べたように、平成 30(2018)年 11 月に実施した学生生活全般にかかる Web アンケートの結果は、学生委員会で分析、審議し、その結果を企画会議および教授会に報告後、大学 HP 内「学内掲示板情報」にて掲載、公表している。

3. 国家試験対策

『大学案内』にあるように、本学の平成 30(2018)年度における国家試験現役合格率は、理学療法士(100.0%)、柔道整復師(100.0%)および看護師(94.7%)であり、高位にある。

こうした合格率を維持するために、基準 2-3-④で述べたように、本学では、学科ごとに国家試験対策授業を開講し、模擬試験を実施して学生のニーズに答えている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-3-7】～【資料 3-3-17】参照

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーに沿った授業を実現するため、授業改善アンケートや学生生活アンケートなどにより学修成果の点検・評価方法を確立、結果のフィードバックも見られる。国家試験対策授業の開講や模擬試験の実施など国家資格取得に向けた種々の取り組みによって、本学学生の学修成果への満足度を高めようと努めてもいる。今後は、学生の就職先を対象としたアンケートを実施するなど、本学出身者に対する社会のニーズも把握する。

【基準 3 の自己評価】

本学は、設置目的と教育目的を明確にし、それらを実現するためのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。

単位の認定や卒業の認定では、学生が知り得る学則等の規則に基づいて厳格に単位を認定し、ディプロマ・ポリシーに基づいて学位を授与している。

また、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の体系的編成や教授方法の工夫、あるいはディプロマ・ポリシーに沿った学修成果の点検・評価により、3 学科の国家試験における合格率は高位を維持し、かつ国家試験合格者の進路決定率は 100%であり、高い満足度を得ている。

こうした大学の教育活動については、設置目的と教育目的、三つのポリシーを起点として点検・評価を常に行い、フィードバックを実施している。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立と発揮については、教学運営の基幹となる重要事項については本部組織を設け、学長が本部長として学内意思統一の上、実施の陣頭指揮に立っている。入学試験本部、進路支援本部がそれである。

また、学長は人権委員会、学生懲戒委員会、個人情報保護委員会および自己点検・評価委員会の委員長として委員の意見の取りまとめを主導し、大学としての意思決定につなげている。

教授会は、大学の教学上の最高議決機関として学則第 52 条によって設置、「了徳寺大学教授会規程」（以下「教授会規程」という。）に則って学長が議長として毎月招集し開催している。教授会では教学全般、すなわち学生の入学、休学、復学、留学、転科、転学、退学、除籍、卒業および賞罰に関する事項、教育課程および履修に関する事項、研究計画に関する事項、学生の厚生補導に関する事項、教員選考に関する事項、学則その他学内諸規程に関する事項、学長の諮問した事項、その他本学の教育および研究に関する重要な事項を審議している。議決は出席者の過半数の同意をもって成立としているが、可否同数のときは議長である学長が決することとしている。

このほか、学則第 56 条では企画会議を置くことが定められ、「了徳寺大学企画会議規程」に則って毎月開催している。この企画会議は学長を議長とし、副学長、学部長、教養部長、学生部長、附属図書館長および事務局長等で構成、学長補佐体制として機能しており、本学の運営に係る企画、重要事項を協議している。また、企画会議の一環として大学の中長期計画を検討する中長期計画策定委員会も整備され、学長が議長を務めている。

一方で、学長が独断に陥らないため、学生からの要望は基準 2-6 で述べたように、目安箱メールや学生生活アンケートにより受け付けている。また、保護者からの要望については電話等による日常的な受付のほか、保護者会を毎年開催し、アンケートや個別面談にて要望を尋ね、必要に応じて企画会議等で検討している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-1-1】～【資料 4-1-10】参照

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の使命と目的を達成することを目的に、学則では職員組織、教授会、学内委員会および企画会議から成る大学の運営体制を定め、教学マネジメントの構築を図っている。

第 50 条では、学長を補佐する副学長のほか、学部長、教養部長、学生部長、附属図書館長および学術情報センター長、健康科学部に医学教育センター長、各学科に学科長を置き、第 51 条で職務を定め、決定権限は「事案決定実施要綱」で定めている。

第 52 条では、基準 4-1-①で述べたように、重要な事項を審議するために教授会が置かれ、第 53 条においてその構成員が定められている。

なお教授会は教授会規程で定める代議員制をとることが多い。この代議員制は審議すべき教学に関する各事項を効率よく、かつ濃厚な議論を可能とするために採用しているものであり、代議員制による教授会の開催に際してはあらかじめ全教授より必要な検討事項、検討内容を代議員にあげるよう図っている。代議員は教授と事務局長等で構成されている。

第 55 条では本学の運営に関する連絡調整、企画調査等にあたるため、入学試験委員会、自己点検・評価委員会、教務委員会その他必要な学内委員会を設けることが定められており、「了徳寺大学学内委員会規程」で定める教務委員会、学生委員会、入学前・初年次教育委員会、図書委員会、研究委員会、学術情報委員会、地域連携委員会のほか、「了徳寺大学入学試験委員会規程」で定める入学試験委員会、「了徳寺大学自己点検・評価に関する規程」で定める自己点検・評価委員会、「了徳寺大学生命倫理審査委員会規程」で定める生命倫理審査委員会、「了徳寺大学教職課程委員会規程」で定める教職課程委員会、「了徳寺大学防火・防災管理委員会規程」で定める防火・防災管理委員会、「了徳寺大学の授業改善のための研修および研究に関する規程」で定める授業改善委員会、「保健管理センター規程」で定める運営委員会およびメンタルサポート委員会、「了徳寺大学教職員衛生管理規程」で定める衛生委員会の 16 の委員会が設置されている。各委員会ではそれぞれの所掌事項につき審議し、その結果は学長に報告されている。

第 56 条では、基準 4-1-①で述べたように、適正で効率的な大学運営を図るために企画会議が置かれ、協議事項が定められている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-1-11】～【資料 4-1-20】参照

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織は「了徳寺大学事務組織規程」において組織、職制および事務分掌が定められており、教学マネジメントの機能性に備えている。(図 4-1-1)。

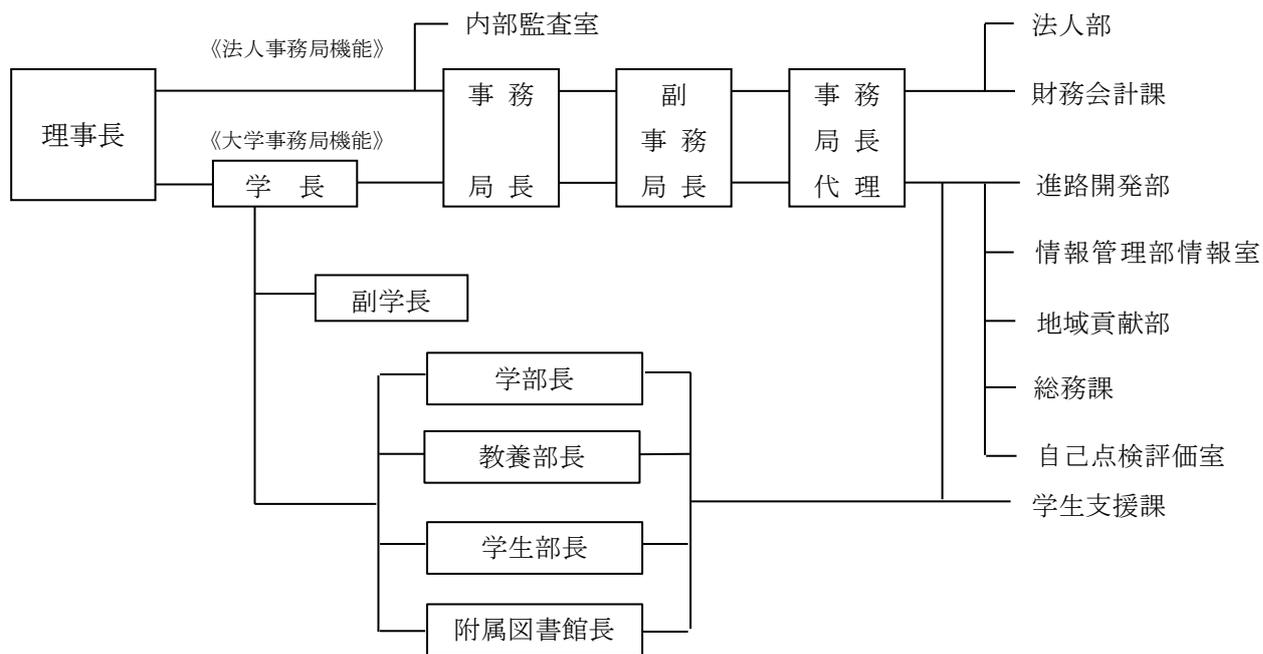


図 4-1-1 事務局組織図

事務局は、法人事務局と大学事務局を分離せず両者の機能を一体化した組織として編成し、人材を有効に配置して活用する体制をとっている。事務局長は理事長の命を受けて事務局を統括し、職員の指揮監督にあっている。

学生支援課は、教養部長、学生部長および附属図書館長のもと、事務局としては事務局長の指揮監督を受けて学生支援に関する業務を担っている。

教授会および学内委員会の事務は事務局各部課が担当している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-1-21】～【資料 4-1-22】参照

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントにおいて、学長のリーダーシップが発揮できるシステムが構築されているが、これを大学の意思決定という作業にさらに効率的に迅速に齟齬なく結びつけられるよう学長補佐体制のさらなる充実と、学長をトップとする教員側と事務局とのさらなる連携、教学組織と理事会との意思疎通の向上を常に目指している。

また、事務局体制も大学が行う教育、研究、社会貢献のどれもがさらに遅滞なくミスなく高度なレベルで行えるよう常に上を目指してシステムの進化を考えており、それを可能とするよう教学マネジメントの機能性自体の向上を指向している。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の専任教員の配置は認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1のとおりである。各学科の教員数は「大学設置基準」、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「柔道整復師学校養成施設指定規則」および「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」で定める基準を満たしている。

また、専任教員の学位の種類および分野は表4-2-1に示すとおりであり、それぞれの科目についてその分野を専門とする教員を配置している。

表4-2-1 学位の種類および分野（助手を除く）

（単位：人）

	博士	修士	学士	備考
教養部	社会福祉1、理学1、 教育2、工学1	体育5、教育1、文学1、 言語学1	—	その他1
医学教育センター	医学8、理学1	—	—	—
理学療法学科	保健医療学5、医学 1	医療福祉管理学1、リ ハビリテーション学 2、理学療法学1、健康 デザイン学1、スポー ツ健康科学1、保健医 療学2	—	—
整復医療・ トレーナー学科	鍼灸学1、保健学1	学術1、スポーツ健康 科学6、医科学1	経済学1、人間科学 1	—
看護学科	保健学1、医学1、 健康福祉学1	看護学7、看護科学1、 精神保健学1、保健医 療学1、児童学1、人 間学1、人間科学1、 社会福祉学1、学術4、 経営学1、情報学1	心理学1	—

1. 教員の採用・昇任

本学では専任の教授、准教授、講師、助教および助手の採用・昇任の方針は「了徳寺大学教員選考規程」（以下「教員選考規程」という。）で定められている。採用・昇任については、大学設置基準の「教員の資格」の規定に則り、人格、学歴、職歴および教育研究上の業績に基づいて行うことを選考の根本基準としている。採用・昇任の手順は次の図4-2-1のとおりである。

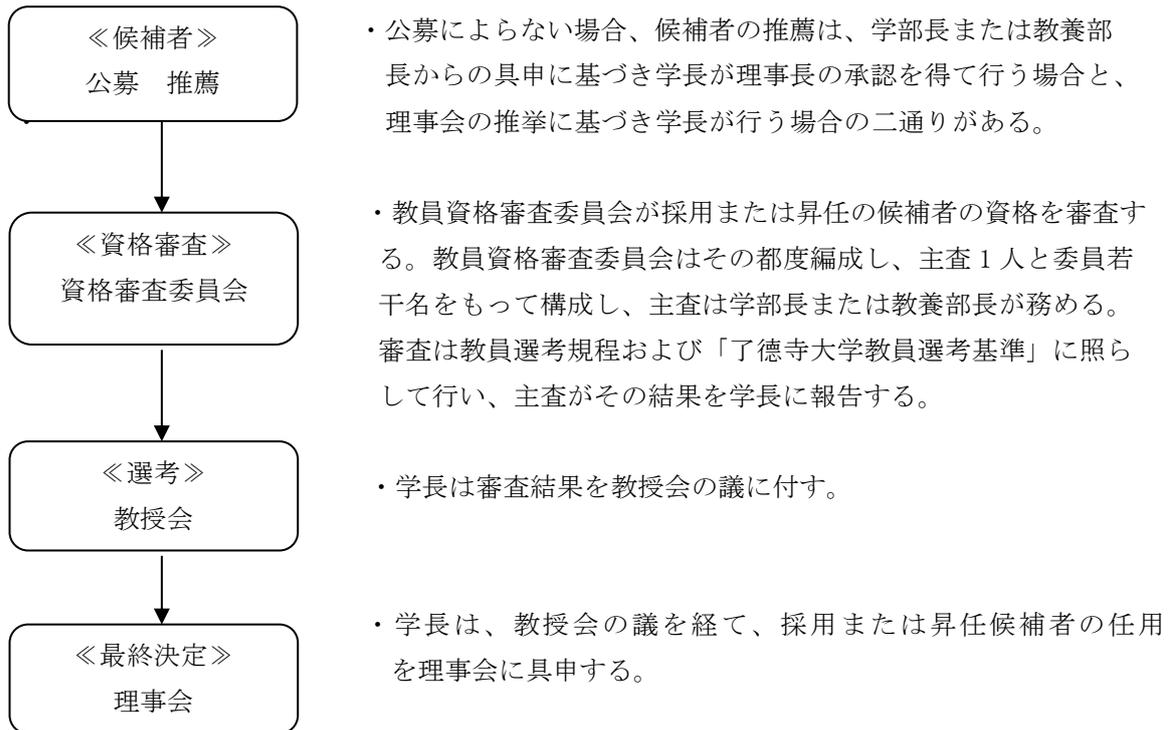


図 4-2-1 教員の採用・昇任の手順

平成 30(2018)年度に行われた教員の採用・昇任は表 4-2-2 のとおりである。

表 4-2-2 平成 30(2018)年度 教員採用・昇任についての審議一覧

内容	教員資格審査委員会	教授会
・ 健康科学部 助教 1 人の任用 (平成 30(2018)年 4 月 1 日付)	平成 30(2018)年度 第 1 回 (平成 30(2018)年 4 月 18 日)	平成 30(2018)年度第 209 回(平成 30(2018)年 5 月 10 日)
・ 健康科学部 教授 1 人の任用 (平成 30(2018)年 6 月 1 日付)	平成 30(2018)年度 第 2 回 (平成 30(2018)年 5 月 23 日)	平成 30(2018)年度第 210 回(平成 30(2018)年 6 月 7 日)
・ 健康科学部 講師 1 人の任用 (平成 30(2018)年 7 月 1 日付)	平成 30(2018)年度 第 3 回 (平成 30(2018)年 6 月 13 日)	平成 30(2018)年度第 211 回(平成 30(2018)年 6 月 21 日)
・ 健康科学部 教授 1 人、准教授 2 人、講師 1 人の任用 (平成 31(2019)年 4 月 1 日付)	平成 30(2018)年度 第 4 回 (平成 30(2018)年 11 月 29 日)	平成 30(2018)年度第 221 回(平成 30(2018)年 12 月 6 日)
・ 健康科学部 教授 1 人の任用 (平成 31(2019)年 3 月 1 日付) ・ 健康科学部 教授 1 人、講師 2 人、助教 1 人の任用 (平成 31(2019)年 4 月 1 日付) ・ 教養部 教授 1 人の任用 (平成 31(2019)年 4 月 1 日付)	平成 30(2018)年度 第 5 回 (平成 31(2019)年 1 月 17 日)	平成 30(2018)年度第 225 回(平成 31(2019)年 2 月 7 日)

2. 教員評価

本学では専任の教授、准教授、講師、助教および助手の雇用は契約に基づく任期制を採用している。教授、准教授、講師および助教の任期は「了徳寺大学教員任期規程」（以下「教員任期規程」という。）に定められている。助手の任期は「了徳寺大学助手任期規程」（以下「助手任期規程」という。）に定められている。

任期が満了する専任の教授、准教授、講師および助教のうち、在任期間中における業績審査に合格した者が、教員任期規程の別表の定めるところに従い、一定の任期内で再任される。業績審査は「了徳寺大学教員の再任時業績審査実施基準」に従って行われる。

審査は教員任期規程第3条第2項の規定に基づき、「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、および「社会貢献」の4領域にわたって行う。業績審査を受ける教員は、これら4領域にわたる教育研究業績書を自ら作成し、審査は原則としてこれに基づいて行う。4領域のそれぞれに審査項目を設定し、各項目の業務遂行状況について教員再任時業績審査委員会が評価のうえ、領域ごとの評価点および全領域を総合した評価点により審査を行う。全領域の評価項目数は、一般教員44、体育実技系48であり、領域ごとの比率は教育活動3、学術・研究活動2、組織運営1、社会貢献1の割合である。全領域を総合した評価は、教員の職位ごとに5割から8割を到達基準値として行う。この基準値は学長が理事長の承認を得て定めている。

教員再任時業績審査委員会は主査1人および委員若干名をもって構成し、学部長または教養部長が主査を務める。委員会は評価結果を学長に報告し、学長は審査の結果を教授会の議を経た上で理事長に報告する。再任の可否は、学長の意見を聴き理事長が決定する（表4-2-3）。

表4-2-3 平成30(2018)年度 教授、准教授、講師および助教の再任時審査

内 容	教員資格審査委員会
・健康科学部 教授1人の再任（平成30(2018)年4月1日付）	平成30(2018)年度第1回（平成30(2018)年12月13日）
・健康科学部 教授1人、准教授1人、講師1人、助教2人の再任（平成30(2018)年4月1日付）	平成30(2018)年度第2回（平成30(2018)年12月20日）

任期が満了する専任の助手については、助手任期規程に基づき、職務審査に合格した者の任期を最大6年として再任を認めている。職務審査は任期の開始から任期満了の年度の前半を経過するまでの間を対象に、所属学科の授業準備に関する事項、所属学科の共同研究の補助に関する事項ならびに大学および所属学科の運営の分担に関する事項を審査している。再任の可否は、所属学部長および学長の意見を聴き理事長が決定する（表4-2-4）。

表4-2-4 平成30(2018)年度 助手の再任時審査

内 容	再任職務審査
・健康科学部 助手1人の再任（平成30(2018)年4月1日付）	平成30(2018)年度第1回（平成30(2018)年12月13日）

なお、再任審査を受けない年度にあたっては、各教員は当該年度における自らの諸活動を記載した「教育研究業績書」を学長に提出しており、学部長と教養部長は「教育研究業績書の指導助言」をもって「教育研究業績書」を提出した教員に指導助言をしている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-2-1】～【資料 4-2-7】参照

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教員の資質向上を図ることを目的として、平成 18(2006)年の開学当初から教職員研修会議を置き、教育目的に基づき、教育活動、教授法および教職員の相互研鑽の支援ならびに教育効果に関して研修会や検討会を実施してきた。同会議は平成 23(2011)年 4 月より授業改善委員会に名称変更し、鋭意、教員研修、FD 活動に取り組んでいる。また、本学は平成 19(2007)年 4 月から東日本の 48 大学・短大・高専からなる大学連携組織「FD ネットワーク “つばさ”」に加盟し、“つばさ”の主催する研修会、FD 合宿等に積極的に教職員を派遣し、他大学の FD 担当者と交流し、得た情報を学内にフィードバックしている。

現在、授業改善委員会が中心となって行っている FD 活動は基準 3-3 で述べたとおり、授業改善アンケート、公開授業、FD ネットワーク “つばさ” の活動への参加である。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-2-8】参照

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置については、今後とも教育目的および教育課程に即した教員の確保と配置に留意し、欠員の補充、新規採用等を行っていくと同時に採用教員の質が大学の教育力維持・向上にきわめて重要であることから教員採用策の工夫を重ねていく。特に本学では女子学生が比較的多いこともあり、今後はすぐれた女性教員の採用を積極的に行う。

教員の資質・能力の向上のための FD については、授業改善委員会の活動を通じて適切に行っているが、今後もさらにこれらの FD 活動の質と量を高めていく。授業評価におけるリフレクションペーパーについては、従来は自己反省の範囲にとどまる傾向があったが、前学期との比較や、内容の公開等をもとに、実際の授業改善につながるよう不断の努力を行う。また教員の授業評価および学科長によるリフレクションペーパーの評価により、教員個々の教育力アップへとつなげる。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員については、大学における職員の役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすことを指導しており、職員個々の資質の向上を日常業務に関連付けた研修によって培えるよう図っている。

研修方法は、職場研修と職場外研修があり、職場研修では講演や映像資料を用いた研修会を定期的に行い、日々の業務に連なる研修課題を選んでいる。職場外研修では、外部団体が主催する大学経営、大学事務等に関する講習会、研修会に職員を参加させ、意識・能力の向上を図っている。

1. 職場研修

平成 31(2019)年 3 月には、防火管理に関して、映像資料を用いた研修会を行い、職員 12 人が参加した。4 月には、FD 研修を兼ねた SD 研修として、NPO 法人ハラスメントをなくすネットワーク代表理事による「アカデミックハラスメント防止研修」の講演を開催し、職員 17 人（教員 63 人）が参加した。

2. 職場外研修

平成 30(2018)年 6 月には、NPO 法人大学職員サポートセンターが主催する『「大学職員力」養成セミナー』に学生支援課の職員 1 人が参加した。

7 月には、丸善雄松堂が主催する「丸善雄松堂アカデミックセミナー図書館が伸ばす学生の基礎力 大学図書館が担う「教育」とは」に学生支援課の職員 1 人が参加した。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-3-1】～【資料 4-3-4】参照

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質向上のために職場研修の充実を図るとともに、職場外研修会への積極的な参加を継続的に実施していく。また、職場外研修においては、職員の職務内容の違いから研修参加者に偏りのないよう工夫する。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学には研究機関として総合文化研究所（「了徳寺大学附属総合文化研究所規程」）、ストレスフリー療法研究センター（「了徳寺大学ストレスフリー療法研究センター規程」）およびウェルネストレーニングセンター（「了徳寺大学ウェルネストレーニングセンター規程」）を設置して本学の使命・目的および教育目的に沿った研究活動を行っている。さらにこれら研究機関以外にも教員個々の専門領域での個人研究あるいはグループ研究を奨励し、活発な研究活動を継続的に展開している。

総合文化研究所では本学の「医療と芸術の融合」という理念に沿って開学当初より「了徳

寺大学芸術と健康研究会」を発足し、創作と鑑賞を通して心身のリフレッシュやリラックス、心理的カタルシスといった「癒し」の研究や、各病院等の診療施設に展示等の活動を行ってきた。また、わが国の伝統芸術文化を中心とし、ひろく国際的芸術学の研究やそれに関する文化的な活動ならびに芸術教育の高揚発展につとめてきた。平成 23(2011)年には「研究会」と「研究所」は発展的に統合し、「了徳寺大学附属総合文化研究所」として新たにスタートをし、全学的に研究を進めている。

総合文化研究所内部に持つストレスフリー療法研究センターでは理事長が代表者となり、温熱療法によるストレスホルモンの低減および血流量増加に伴う各種疾病の改善に関する研究と技術開発およびストレスフリー療法の利用による健康長寿社会の実現に向けた啓発活動を行っている。研究成果は年 1 回の研究学術集会および各専門領域学術雑誌への投稿・掲載で公表している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-4-1】～【資料 4-4-4】参照

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動を確立した研究倫理とその厳正な運用のもとに行うため、種々の適切な指針・規範を設けている。

本学における研究活動はすべて「了徳寺大学学術研究倫理憲章」に則って行われている。また、生命倫理に関する研究活動は、文部科学省および厚生労働省による「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」に則って作成した「了徳寺大学における研究に係る生命倫理に関する指針」（以下、「生命倫理に関する指針」という。）に従い、毎年度「了徳寺大学生命倫理審査委員会規程」による倫理審査を受審し、承認が得られた後に行っている。

研究費の運営・管理については、日本学術振興会による科学研究費補助事業などの公的研究費については「了徳寺大学公的研究費の運営及び管理に関する規程」、受託研究費および共同研究費については「了徳寺大学受託研究及び共同研究に関する規程」、学内研究費については「了徳寺大学学内研究費運用規程」（以下「学内研究費規程」という。）に基づいている。

研究の不正防止については「了徳寺大学における研究活動の不正防止に関する規程」を定め、研究の公明性については「了徳寺大学利益相反マネジメント規程」に基づいて厳正に運用している。

研究に用いる試薬類については「了徳寺大学毒物及び劇物取扱規程」を定めている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-4-5】～【資料 4-4-13】参照

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では学内研究費規程に基づき、教育効果を高めることを目的に本学の教員に対し配分する研究費として「教材研究費」を、また教員の研究意欲を喚起し、教育研究の活性化を図ることを目的に希望する本学の教員に対し配分する研究費として「課題研究費」を配分している。さらに、教育および研究の質の向上を図ることを目的に各学科等に対し配分する研究費として「学科研究費」を配分している。

教材研究費に関しては、理事会が毎年 3 月末までに翌年度の予算を定め、学長は授業数や受講者数などを基準に配分額を定め、各授業担当教員に「教材研究費配分決定通知書」

で通知している。

課題研究費に関しては、理事会が毎年3月末までに翌年度の予算を定め、課題研究を希望する教員が5月末までに「課題研究申請書」および「課題研究計画書」を学長に提出し、学長および研究委員会委員長、並びに学科、教養部、医学教育センターおよび総合文化研究所が推薦した者各1名によって構成される研究費審査会において配分額を決定し、課題研究を希望した教員へ通知をしている。ただし、人を対象とする医学的研究および動物実験を伴う研究については生命倫理に関する指針に基づき、生命倫理審査委員会で研究内容についての科学的・倫理的妥当性の審査を受け、その承認を得なければならない。こうした課題研究費の配分額は「課題研究費交付基準」に則り、各教員の前年度の研究成果・業績、申請費用等を勘案して決定されている。

学科研究費に関しては、課題研究費と同様の手続きにより、健康科学部に設置する各学科、教養部、医学教育センターおよび総合文化研究所に配分している。

本学の使命・目的・特徴に沿った各種研究活動に対してはその遂行に必要な研究設備を設置し、また必要に応じてRA (Research Assistant) を用いている。

◇エビデンス集 資料編 【資料4-4-14】参照

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的・特色を生かした各種研究活動を行っているが、これら研究活動の基となる研究設備のさらなる改善・拡充を今後さらに図っていく。また、研究倫理に関しては、社会の要請に応じ、生命倫理審査委員会の開催回数、構成委員等の改善を図る。

【基準4の自己評価】

基準4-1、4-2、4-3、4-4の自己判定を総合的に勘案すれば、基準4を満たしている。

学長の適切なリーダーシップを発揮する体制は構築されており確立していると言え、教員マネジメントも十分にかつ適切に機能するように権限は分散し、かつ明確化がなされている。学長補佐体制や事務局体制のさらなるレベルアップを通じた機能性向上も目指している。

教員の採用、昇任、評価は常に最適な状態に保つ必要があるこのためには不断の努力を要する。また大学の教育力は大学の社会に対する責務として極めて重要であり、この向上のためのFDを常に図っているが、これは継続的に行うことによりその目的が達成されることであり、今後も努力を続けていく。事務局能力の向上のためSDも重要と考え実行しているが、今後もこの努力を継続し全職員が受講し資質の向上を目指さねばならない。

研究支援に関しては、研究活動の整備、研究倫理に関する規則・規程の整備をし厳正な運用を行っている。また、研究費を適切に配分し、その研究費を用いた研究を本学の研究施設・研究所に於いて毎年度研究を遂行している。その遂行に当たっては研究倫理に十分配慮して適正な運用に努めている。また研究費の配分に際しては公正性・公明性にも配慮して行っている。研究資金に関しては科学研究費等の公的資金や受託研究費等の外部資金獲得を目指す。

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の使命は、「開学の理念」で謳っているように、未来を拓く若者に学ぶ場を提供し、地域、国、やがては世界へ貢献することである。この使命を実現する意思決定機関が理事会であり、理事会で決議する議題は中長期計画策定委員会等の各委員会のほか、企画会議や教授会で審議されている。

理事会を初めとする法人組織は、文部科学省から受けた大学設置の「認可書」および「学校法人了徳寺大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）を基にして定めた学則や法人規則によって構成されている。こうした大学設置の申請や寄附行為の届出は「教育基本法」、「私立学校法」および「学校教育法」など関係法令に基づいて行われている。法改正や時代の変化、社会の求めに応じて学則や法人規則を変更する場合は意思決定機関で審議されて改正に至っている。また、学則や寄附行為に改正が生じた際には文部科学省への届出を行っている。

学則は大学HPや学内PCで閲覧可能であり、法人規則は学内PCで閲覧できており、すべての意思決定機関で用いられている。「大学憲章」については大学HPや学内PCで閲覧できるだけでなく、本館エントランスにも掲げている。本学では、こうした規律が大学組織の健全化にとって不可欠であることは言うまでもなく、それが学生や教職員、地域社会に対する誠実性と社会性をもたらすものであると認識している。

「了徳寺大学憲章」

学校法人了徳寺大学の役員及び教職員は、人々が美しい花を咲かせるため「開学の理念」とともに、以下の行動指針を信条とします。

1 学生とその家族の人生を咲かせる

質の高い、熱い教育を通して、学生に誇りと自信を与え、礼節と和を貴ぶ心を養い、本学に集う全ての学生とその家族の夢と希望が実現するよう努めます。

2 教職員とその家族の人生を咲かせる

高等教育に携わる誇りを持ち、その職務に専念し、自己の研鑽と不断の努力により、自らとその家族の人生を咲かせます。

3 地域の人々の人生を咲かせる

地域社会との共存をはかり、地域の人々が人生を咲かせる一助となるよう、健康で文化的な明るい地域社会の創造に貢献します。

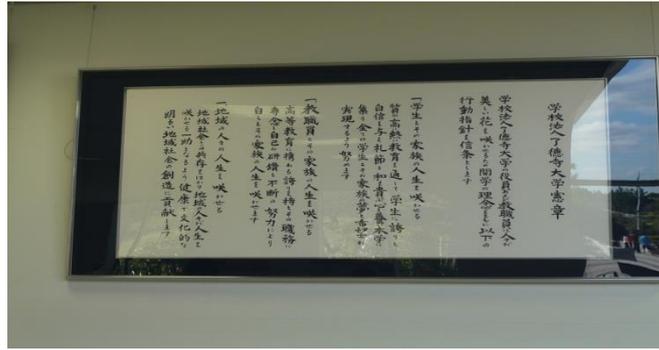


図 5-1-1 学校法人了徳寺大学憲章（本館エントランスホール）

◇エビデンス集 資料編 【資料 5-1-1】～【資料 5-1-6】参照

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命は、基準 5-1-③ で述べる環境面を除けば(1)優れた教職員の確保と(2)教育研究内容の充実化に求められる。

(1)では、新規採用の際に十分な審議の場を設けるよう努めるとともに、基準 4 で述べたように、積極的に FD および SD 講習会に参加を促して教職員の育成にも力を入れている。教員に関しては定期的に再任審査を行うことで質を高めようと図っている。

(2)では、基準 3 で述べたように授業改善アンケートや公開授業などを通じて授業改善を図り、基準 6 で後述するように「教育力向上のための PDCA サイクル」を実施している一方で、基準 4 で述べたように研究環境の整備や研究倫理の確立と厳正な運用、研究活動での資源配分を適切に行うように努め、研究活動の支援を積極的に行っている。

こうした活動に取り組むうえで、本学では特に教育面においては三つのポリシーの実現を常に意識させるために、学長主導により教職員に周知徹底を図っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は緑と海を臨むことができる。こうした美しく澄んだ環境は心と身体の成長と涵養に良い作用をもたらすとまず考えている。そのうえで本学では次のような環境保全、人権、安全への配慮を行っている。

1. 教育・研究環境への配慮

教育活動や研究活動に用いられる本館棟や体育館などの施設については、毎年度、空気環境測定、飲料水水質検査、害虫防除（表 5-1-3）、建物・設備の法定検査および自主点検を実施し、良好な教育研究環境を保全している。また、「了徳寺大学保健管理センター規程」および「了徳寺大学教職員衛生管理規程」により学生および教職員の健康管理と良好な教育環境・職場環境の形成に努めている。

また、情報セキュリティ事故防止のため、ネットワークの強化、ファイアーウォールの厳重化、コンテンツフィルターの導入、サーバ・クライアント端末の定期的メンテナンス、学生・教職員への ID およびパスワード発行、PC 端末やデータの持ち出し禁止の周知徹底、IT 活用ガイドの配付などを行っている。

表 5-1-1 平成 30(2018)年度各種点検結果表

	点検・測定実施日	点検・測定項目	点検・測定結果
1	平成 30 年 4 月 11 日	害虫防除	良好
2	5 月 29 日	空気環境測定	問題なし
3	6 月 8 日	害虫防除	良好
4	7 月 7 日	空気環境測定	問題なし
5	8 月 8 日	害虫防除	良好
6	9 月 12 日	空気環境測定	問題なし
7	9 月 25 日	飲料水水質検査	適合
8	10 月 10 日	害虫防除	良好
9	11 月 29 日	空気環境測定	問題なし
10	12 月 7 日	害虫防除	良好
11	平成 31 年 1 月 29 日	空気環境測定	問題なし
12	2 月 8 日	害虫防除	良好
13	3 月 25 日	空気環境測定	問題なし
14	3 月 22 日	飲料水水質検査	適合

※ 点検・測定項目：「空気環境測定」、「飲料水水質検査」、「害虫防除」

2. 人権への配慮

本学では、人権に対する配慮は組織を挙げての課題と捉えている。教育現場は知識および技術を授受する際に密室になる瞬間が生じ、上下関係が自然と発生するため、人権侵害やハラスメントが生じやすい環境と言える。これには教職員、学生および学生の保護者等との間で相互信頼関係があれば多くの場合事案は発生もせず、多少の相互誤解による摩擦があっても大きな問題には発展し得ないと認識しているが、人権侵害やハラスメントが発生しないよう相互理解および信頼関係の構築を目指し、その第一歩ともいえる挨拶を進んで行うよう全教職員そして全学生へ呼びかけている。

その一方で、「了徳寺大学人権侵害の防止に関する規程」（以下「人権侵害防止規程」という。）を定め、人権侵害やハラスメントが発生してしまった際に迅速な対応がとれるよう、相談者が訴え出る部署や手順等を整理した。そして仮にも人権侵害やハラスメントが生じてしまった場合には、起こしてしまった行為者への聞き取り調査等を行い、解決に向けての案を理事および教職員が一体となって解決できるよう、人権侵害防止規程に則って人権委員会を設置するなど、組織整備も進めた。さらに、人権侵害を未然に防止するため、教職員を対象とした講習会を実施してきた。

3. 安全への配慮

学生および教職員の安全確保は生命に直結する重要な課題である。地震や火事といった災害への対応は「消防法」などの法令に基づいて消防点検や防災訓練を行っている。

平成 30(2018)年 11 月 5 日には防火・防災管理委員会によって教職員と学生を対象に防災訓練が実施された。訓練では避難経路の確認や誘導、声掛けを行い、医療班など各自の役割を明確にさせた。今後も「消防法」に基づき定期的に訓練を重ね、災害発生時の行動

指針を共有できるよう考えている。

海辺にある本学は津波被害への対応も欠かせない。平成 24(2012)年 3 月に発表された首都圏直下型地震の予測によれば、本学が位置する浦安市沿岸の津波は最大で 3m 以下であり、東海地震発生の際の津波予測も 4m 以下である。本学の海拔は正門のあたりで 4.5m であり、これらの予測を上回る海拔ではあるが、想定外に備えて校舎 5 階以上に避難することを検討している。

また、交通事故防止のため、学生の通学には自動車や自動二輪車は制限しており、徒歩通学者には歩きスマホ、自転車通学者にはイヤホン装着での運転をしないよう新学期オリエンテーション時の説明や学生掲示板への張り出しを行っている。こうした活動の成果として、本学は開学以来、通勤時および通学時の死亡は皆無である。

さらに、校内への不法侵入を防止するため、校舎棟 1 階出入口を防犯カメラで常時監視し被害の防止を図っている。また、教室、廊下および階段等には「了徳寺大学防犯カメラの設置及び運用に関する規程」に基づいて随所に防犯カメラを配置するとともに、職員が校舎内を随時巡回し、学生・教職員が被害に遭わないよう注意を払っている。

駐輪場も常時カメラで監視し盗難に備えている。学生には、実習、学外活動などの際の事故および通学時における交通事故に適用できる「学生教育研究災害傷害保険」に全員加入させるほか、任意保険にも加入を勧めている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 5-1-7】～【資料 5-1-14】参照

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、大学運営にあたり、大学の使命(教育、研究、地域貢献)を明確にし、実践することを心掛けている。その使命達成のためには、財務の視点からの経営判断、本学に関わる人々のコミュニケーション、組織構築とその調整、法令遵守が必要であり、理事および教職員一体となって本学使命の実現に臨んでいる。

現在、理事会で進めている具体的な計画は(1)災害対策、(2)教職員業務の統合である。

(1)については、東日本大震災を初め、地震、台風、大雨、火災といった災害は意図せず生じ、「準備をしていれば救えた命もあった」、などという事態は避けなければならないと考え、開学から 13 年を迎えたなかで大規模修繕を検討し始めている。災害時に学生および地域住民を保護し収容できる体育館と大学校舎自体の大規模修繕、および備蓄確保と備蓄保管スペースの確保を最優先事項としている。

(2)については、「職員業務を単一プラットフォームで運営」、「IoT 活用強化、情報セキュリティ強化」および「AI による業務タスクシフティング」を検討している。

大学業務は限られた予算を元に毎年度の事業活動や教育研究の計画を行うが、大規模な新規事業がなければ主要業務は年度毎にそれほど大きく変わることはない。このなかで教職員は各部署に割り振られた業務を行っているが、割り振り自体に困難を生じることもある。さらに縦割りの組織では部署ごとに繁忙期が異なってしまうため、他部署の業務が他人事になってしまうこともある。個々の教職員の業務が巡り巡って全体を動かしていることを教職員それぞれが自覚するためには、大学業務を俯瞰できる業務管理ソフト(組織に適したプラットフォーム)の運用も望まれる。また、これにより他部署の業務内容も共有しやすくなり、定期的に配置転換を行うことで広く大学業務に精通した人材の育成にもつなが

るとも考える。こうした場合、情報のアップデートも適宜必要となり、必然的に独自サーバーないしはクラウドでの情報管理も必要となるため、IoT の活用および情報セキュリティの強化にもつながるであろう。そして、「現在人が行っており人でなくても代用可能な仕事」はAI 関連ツールにタスクシフティングをすることで「人でなくてはできない、より高度な業務」に時間を割くことが可能となると考える。こうしたことは働き方改革の提唱する概念にも沿い、日本社会に課せられている少子化による働き手減少にも対応できると考え、現在計画の検討を進めている。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は大学の使命・目的を達成するため、財務状況、人事、施設の状況を評価したうえで、各種法令を遵守させつつ、重要案件を議題に挙げて審議、議決している。また、緊急性の高い案件に関しては最終決定権を有する理事長に稟議書が挙がり、大枠の方向性が示されてから評議員会や教授会にて審議するようしており、意思決定を速やかに行うようにしている。

1. 理事会

「私立学校法」第 36 条に則り、学校法人の業務を決するため理事会を置いている。平成 30(2018)年度は、寄付行為第 17 条により定足数を満たした理事会を 6 回開催し、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人および大学規則の改正、学則変更、役員の変更等について審議・決定した。

理事の定数は、5 人以上 7 人以内であり、理事のうち 1 人を理事長、1 人を副理事長としている。理事長がやむを得ない事由により出席ができない際には副理事長が理事長代理を務める。理事長および副理事長は理事総数の過半数以上が出席した理事会において、出席理事総数の過半数以上の決議により選出することとしている。

理事の選任区分は寄附行為第 6 条において「学長」(1 号理事)、「評議員のうち評議員会において推薦された者のうちから、理事会において選任した者 2 人以上 3 人以内」(2 号理事)、「本法人に縁故ある学識経験者又は功労者のうちから、理事会の過半数の議決によって選任した者 2 人以上 4 人以内」(3 号理事)とされている。平成 29(2017)年 5 月 1 日現在では、1 号理事 1 人、2 号理事 2 人、3 号理事 4 人の計 7 人である。任期は 2 年としている。

2. 常任理事会

理事会のもとに理事長および常勤の理事で構成する常任理事会を置き、「学校法人了徳寺大学常任理事会規程」に則り、理事会の包括的授権に基づき大学の日常業務を決している。このほか、緊急の必要があるため理事会を開催する時間的余裕のないときは、前記以外の業務を先決することができることとしている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 5-2-1】～【資料 5-2-3】参照

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は前記のような事項を取り扱うが、現場レベルのシステムや人員配置などの調整および変更を理事会が認知し、適宜変更を協議、決議することが実務上では求められる。だが、現実的には難しい局面が多いのが実際である。このため、平成 31(2019)年 4 月からは理事会の意思決定機能を高めるため、「学校法人了徳寺大学内部監査規程」に基づいて理事長のもとに内部監査部門を設置、内部監査を通じて内部統制の引き締めを図っている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 5-2-4】参照

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学では、法人の管理運営機関の意思決定と大学の管理運営機関の意思決定での円滑化を図るため、「了徳寺大学合同会議要綱」を定めている。

この合同会議は理事長および理事若干名と、学長、副学長、学部長、教養部長、学生部長および附属図書館長によって構成され、その所掌事項として、(1) 学校法人経営の計画及び実施に関する報告、(2) 教育研究の計画及び実施に関する報告、(3) 学校法人及び教学組織相互の意見交換を議すること、年 2 回の定例会と臨時会の実施が定められており、平成 30(2018)年度は、平成 31(2019)年 2 月に定例会が開催された。

また、本学では、教職員の要望をくみ上げる仕組みとして、「お伺い書」がある。これは、教職員が理事長に直接提案するもので、平成 30(2018)年度は 290 件の案件があった。

◇エビデンス集 資料編 【資料 5-3-1】～【資料 5-3-2】参照

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人の管理運営については、法人の業務および財産の状況を監査する機関として寄附行為により監事を置いている。監事 2 人は、平成 30(2018)年度 6 回開催した理事会において 3 回ずつ出席しており、法人の業務、財産の状況を監査している。

評議員会は寄附行為第 22 条によって、理事長は、次の事項の業務を決する場合、評議員会に諮問しなければならないとされている。

- ・ 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ・ 事業計画
- ・ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ・ 寄附行為の変更
- ・ 合併

- ・ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ・ 寄附金品の募集に関する事項
- ・ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員は、理事会が推薦し評議員会において選出した者、本学卒業者および学識経験者で理事会において選出した者により構成することとなっており、平成 30(2018)年度は 3 回開催し、寄付行為第 20 条で定める定足数を満たしていた。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人および大学の各管理運営機関におけるコミュニケーションの円滑化を図るために、教授会および各委員会の議事録等を会議終了後速やかに大学内の共有フォルダに掲載する。今後も引き続き全教職員の閲覧を徹底し学内情報の共有化を推進する。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 18(2006)年に「医療と芸術の融合」を開学の理念に芸術学部と健康科学部の 2 学部 2 学科で開学した本学は、今年で創立 13 年を迎える。

平成 23(2011)年には、健康科学部に 3 番目の学科として看護学科を設置し、平成 26(2014)年には芸術学部を廃止し、現在では 1 学部 3 学科、1,138 人の学生が在籍する。これまでの健康科学部の入学実績は、認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2 のとおり、平成 26(2014)年度以降、1,100 名を超える学生が在籍している。また表 5-4-1 により、毎年 19 億円程度の学生納付金が見込まれることから、安定した財務運営がされることが見込まれている。

表 5-4-1 学生納付金の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学生納付金	1,943,075,000	1,918,720,000	1,916,810,000	1,911,620,000	1,852,500,000

さらに、ストレスフリーの産学合同研究ならびに実習機関として、附属診療所の設置につき文科省より認可を受けたことにより、平成 28(2016)年度より段階的に附属診療所を開設してきている。学生数が安定的に推移するなか、附属診療所の設置がさらなる財務基盤の安定に貢献することになる。

表 5-4-2 附属診療所の会計推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医業収益	102,238,515	232,197,790	471,128,997
寄付前利益	28,477,093	45,505,931	68,975,204
寄付金	22,000,000	40,000,000	47,000,000
寄付後利益	6,477,093	5,505,931	21,975,204

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

次の 3 項目の改善・向上方策を立て実行もしている。

- ① 予算管理を徹底し、今後も収支のバランスを考慮した運営に努める。なお、安定的な経営基盤を構築するため、入学定員の確保が最重要課題であることに変わりはないが、中長期的には大学院の設置も含めて、在学生についても授業内容の向上と併せて基準 2 で実施している学生生活全般に対する手厚いケアを行うことにより退学者を減少させ、収容定員の維持を図るとともに、将来に向かって、入学定員の充足と安定した学生生徒納付金の確保に努める。また、設置する整形外科クリニック数の増加に伴いさらなる財務状態の向上が確保される見込みである。
- ② 事務職員の帰属意識および業務に対する熱意度、さらに労働密度等を検討し評価した。また、理事長による個人面談、関連組織への適正配置転換等を実施し、組織の省力化がなされた。同時に若返りや主任制の導入等により活性化が見られ、明るさと連帯感の醸成がなされつつある。学生へのサービスを逸することなく年間 1 億円近い余剰金が果たされ、財務の健全化に寄与している。
- ③ 本学が長年研究してきた、人体から科学的にストレスを除去するストレスフリー療法は、人類のほとんどの疾病を改善し、アンチエイジングに大きく寄与することが判ってきた。その現象を果たしうるストレスフリー器の普及発展は近い将来、革新的財務基盤を成し遂げるだけでなく、本学の目標である完全無償化を果たせると期待される。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人了徳寺大学経理規程」（以下「経理規程」という。）、「学校法人了徳寺大学経理規程施行細則」（以下「細則」という。）および「学校法人会計基準」（以下「会計基準」という。）等一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して行われており、適切

に処理されている。

予算案は、事務局の各部課からの予算要望を財務会計課がまとめるが、各部課、各学科およびセンター等の所属長から予算についてのヒアリング後に作成し、評議員会および理事会の承認を得て成立する。

予算の執行は、所属長、総務課長、財務会計課長、事務局長、理事長の承認を経た後、財務会計課により行われ、予算残額の管理についても所属部課および財務会計課で行われている。予算と著しく乖離がある執行額の科目については、補正予算を編成する。これらの会計処理については、本学が契約している会計専門家の指導のもとで行われている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 5-5-1】～【資料 5-5-2】参照

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、「学校法人了徳寺大学監事監査規程」のほか、一般に公正妥当と認められる監査手続きに従い、本学の会計が会計基準に従って行われているかについて厳正に実施している。監事は評議員会および理事会に出席し、大学の業務または財産の状況について意見を述べている。

さらに「私立学校振興助成法」により文部科学大臣に届け出る「計算書類」については、公認会計士による監査を期中ならびに期末を通じて受けている。

本学では監事監査報告書を決算報告と合わせ、大学 HP および学内掲示板にて公表している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 5-5-3】～【資料 5-5-5】参照

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

経理規程、細則および会計基準等の一般に公正妥当と認められた基準に従い、今後も適切な会計処理を行うと同時に、適切な業務の遂行に十分な人員を確保し、組織の整備を含む効率的な体制の構築に取り組んでいく。

【基準 5 の自己評価】

本法人は目的の実現に向けて継続的に努力しており、関連する法令を遵守し、環境保全、人権、安全への配慮に取り組んでおり、本学の目的達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備している。

また、法人および大学の各管理運営機関ならびに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われており、法人および大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能も十分に発揮できている。

財務状況は、近年、入学定員が充足できており、学生納付金は安定的に納入されている。また、附属診療所による財政収入も見込まれている。

予算の執行および会計の処理は会計基準や本学規程に則った運営をしており、それは監事により厳正に監査され、その結果は決算報告と合わせて大学 HP や学内掲示板で公表している。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証における「質」とは、「設置目的」にある「『総合的な教養を身につけた高度で資質の高い医療専門職の人材を育成』すること」であり、これは基準 1-2-④で述べたように、三つのポリシーに反映されている。

なかでも本学は、基準 3-3-1 で述べたように、「ディプロマ・ポリシーに沿った授業の実現」を目指しており、中核的な恒常的組織として自己点検・評価委員会がある。

本学では、それまでの「了徳寺大学自己評価委員会規程」を廃止し、新たに平成 20 (2008) 年 9 月に「学校法人了徳寺大学自己点検・評価に関する規程」（以下「自己点検・評価規程」という。）を定め、自己点検・評価委員会を設置、今日に至っている。

自己点検・評価規程は、学則第 2 条の規定に基づき、「本学の教育研究水準の向上を図り、もって、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら行う点検・評価（以下「大学評価」という。）に関し必要な事項を定めること」を目的としている。

自己点検・評価委員会は、理事会のもとに、学長を委員長に、副学長、学部長、教養部長、学生部長、附属図書館長および理事会から選出された理事により構成されている。また、同委員会には、学内において、教育研究活動に係る事項についての大学評価を行う教育研究部会と、法人において、管理運営活動に係る事項についての大学評価を行う管理運営部会があり、事務局は自己点検評価室である。

以上の組織体制を図式化したものが図 6-1-1 である。

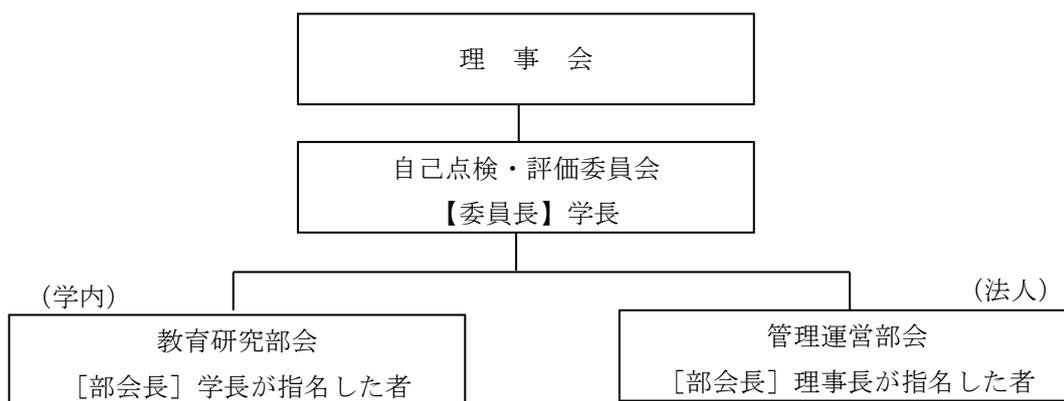


図 6-1-1 自己点検・評価委員会

◇エビデンス集 資料編 【資料 6-1-1】～【資料 6-1-3】参照

(3) 6—1 の改善・向上方策（将来計画）

時代の変化や社会の要請に応じ、内部質保証をさらに高めるためには、自己点検・評価委員会のあり方や構成員の見直しを不断に講じていく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②IRなどを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自己点検・評価規程に基づき、自己点検・評価委員会が「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」、「教育研究組織（基本組織及び実施体制）」、「教育課程（教育内容及び教育方法）」、「学生の受入れ及び学生支援」、「教員及び教育支援者」、「職員（組織及び実施体制）」、「管理運営」、「財務」、「教育研究環境」、「社会連携」および「社会的責務」のほか、「自己点検・評価委員会が必要と認めた事項」についての大学評価を、客観性を高めるためにエビデンスを収集して行っている。

また、その評価は「原則として3年ごとに報告書としてまとめ」、理事会に提出するとともに、公表することとしており、本学構成員および各組織は「大学評価の結果を尊重し、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれの活動の質的水準の向上と活性化に努めなければならない」とされている。

平成30(2018)年度では、委員会は両部会を兼ねつつ定例的に月1回、教授会後に開催しており、平成31(2019)年3月までに11回開催した。令和元(2019)年度では、5月末までに2回開催した。

本学では、平成24(2012)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受け、同機構の定める評価基準を全ての領域において満たしているとの認定を受けている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 6-2-1】 参照

6-2-②IRなどを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検評価室では、本学の現状を把握するために、『自己点検評価書（データ編）』に則したデータの収集を毎年5月に行っており、それらは自己点検・評価委員会での大学評価活動において活用されている。

また、外部による分析としては、基準 3-3-①で述べた FD ネットワーク “つばさ” により、授業改善アンケートの結果を学修成果の点検に用いている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 6-2-2】 参照

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、自己点検・評価委員会により、エビデンスを基にした客観的な大学評価が定

期的に実施されている。また、自己点検評価室により、毎年データの収集を行い、大学評価において活用されているが、外部による分析をさらに積極的に活用することを含め、IR機能の構築と活動の充実化を図る。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、開学6年目の『平成24年度自己点検評価書』において、本学の教育活動の中心である授業の質的向上を目指して、「教育力向上のためのPDCAサイクル」を用いて実践していた。今回、中長期計画策定委員会の発足などに伴って、自己点検・評価委員会で「教育力向上のためのPDCAサイクル」の見直しを行い、ディプロマ・ポリシーに沿った授業の実現のため、次の図のように改正した。

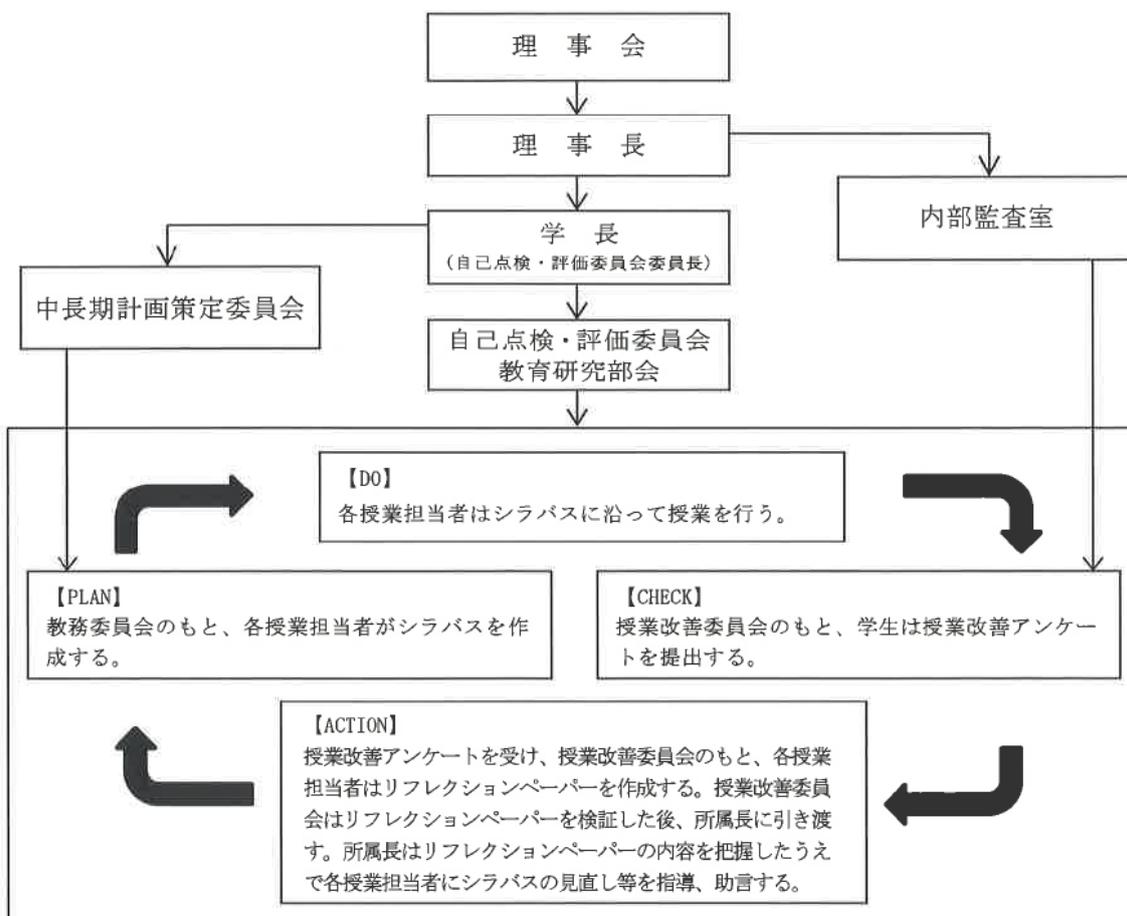


図 6-3-1 教育力向上のための PDCA サイクル

また、令和元(2019)年5月の自己点検・評価委員会では、所属長が各授業担当者にシラバスの見直し等を指導、助言する際に用いる指針を定めた。

◇エビデンス集 資料編 【資料 6-3-1】～【資料 6-3-4】参照

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会では、「教育力向上のための PDCA サイクル」の見直しおよび『教育力向上のための PDCA サイクル』における指導・助言のための指針」を定めたが、まずこれらを適切に運営、管理する。本 PDCA サイクルを実践していくなかで改善を要する点が見つかった場合にはさらなる改善を行っていく。

また、検討中の中長期計画策定後はその計画を踏まえた大学全体の質保証を検討する。

【基準 6 の自己評価】

本学では、自己点検・評価委員会が、内部質保証のため、規程に基づいて自主的かつ自律的に機能している。特に大学評価にあたってはエビデンスやデータを活用して客観性の確保を図っている。また、ディプロマ・ポリシーに沿った授業の実現を目指して、「教育力向上のための PDCA サイクル」の見直しなども行い、教育の質保証に向けて努めている。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 地域貢献

A-1 大学の人材力による社会への貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 公開講座と実技指導

A-1-② 地域自治体の施策への協力

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 公開講座と実技指導

平成 17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」はその第 1 章で、「大学は教育と研究を本来的な使命としているが、同時に、大学に期待される役割も変化しつつあり、現在においては、大学の社会貢献(地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与)の重要性が強調されるようになってきている」として、今や社会貢献の役割は、教育・研究に次ぐ大学の「第三の使命」ととらえるべきであると述べている。平成 18(2006)年開学の本学が、その開学の理念に「地域、国、やがて世界へ貢献する」ことを謳っているのは、答申に見られる時代の要請を深く認識した結果にほかならない。

この認識のもと、開学以来本学は幾多の社会貢献活動を行ってきた。学園祭に来場する近隣の地域住民に公開講座を提供するだけでなく、例えば、放送大学が開く公開講座に講師を派遣しているほか、令和 2(2020)年に開催予定の東京オリンピックに向けて行われている日本オリンピック委員会主催の講習会にも講師を派遣している。

また、浦安市など地方自治体への協力も推進している。社会福祉協議会の理事や審議会での委員を本学教員が務めてきたほか、うらやす市民大学とうらやすこども大学といった教育文化事業にも継続して協力している。さらに、「健康フェア浦安」や「浦安スポーツフェア」などの健康・福祉事業にも協力している。

そしてこうした活動をより一層推進していくために平成 31(2019)年 3 月 26 日に浦安市との間で「浦安市と学校法人了徳寺大学との包括的な連携に関する協定書」を締結した。

1. 公開講座

1) 学園祭における公開講座

地域に「開かれた大学」として、本学では、学園祭を通じて公開講座を開講し、地域住民に様々な情報を提供している。平成 28(2016)年度は「投球障害」をテーマにして 2 つの公開講座を開催。在宅看取りをテーマにした映画の鑑賞会も実施した。

平成 29(2017)年度は「災害に備える」をテーマとし、本学成人看護学実習室において、地域住民に災害に備えて胸骨圧迫蘇生法、AED の効果と使用方法、衛生的手洗い方法の説明と実演を行った。

平成 30(2018)年度は講師を招いて、体操教室を開催した。(表 A-1-1)

表 A-1-1 学園祭における公開講座一覧

年度	月日	テーマ	参加人数	担当者
平成 28 年	10 月 22 日	①選手も指導者も、投球障害に向き合う覚悟はあるか？～元プロ野球選手の体験から ②投球障害を予防するために～知ったかぶり と経験主義の環境を変える	152 人	整復医療・トレーナー学科野田哲由教授
	10 月 23 日	映画「いきたひ～家族で看取る～」特別鑑賞会	53 人	看護学科眞鍋友子教授、山下菜穂子助教、陳俊霞助教、天谷直子助手
平成 29 年	10 月 21 日 22 日	災害に備える	約 60 人	看護学科山田ノリ子准教授、看護学科学生 10 人
平成 30 年	10 月 28 日	中高老年向けストレッチ&ほぐし(セルフ筋膜リリース) 体操教室	30 人	整復医療トレーナー学科野田哲由教授

2) 学外での講演・講義・指導

放送大学では、無料で誰でも受講できる多彩なテーマの公開講演会を全国で実施している。教養部の教員は、平成 28(2016)年度に 2 回、放送大学神奈川学習センターが地域向けに行っている心理学の公開講演会で、臨床心理士としての実践経験をもとに、心の問題の考え方と解決方法について講演している。

平成 29(2017)年には、整復医療・トレーナー学科の教員は、流山市教育委員会が主催したコミュニティスポーツ研修会において、参加者約 50 人に対して、「全身のコンディショニング」というタイトルでエクササイズを紹介し、実技指導を行った。

平成 30(2018)年には、教養部の教員は、令和 2(2020)年に開催される東京オリンピックに向けた、日本オリンピック委員会主催の講習会に講師として参加している。

2. 教職員による実技指導

本学の教員と職員には柔道のスペシャリストやアスレティックトレーナーが多く在職しており、その専門性を生かして学外でも実技指導を行っている。柔道連盟や高校からの講師依頼を受け、小学生から高校生を対象に柔道の基本技術の習得といった実技指導だけでなく、試合の心得など心身の鍛錬の重要性などの指導やストレッチングの指導を行った。

教養部の教員は、平成 30(2018)年 5 月 27 日に豊島区池袋スポーツセンターで豊島区体

育協会の主催により、豊島区ジュニア柔道強化練習会にて豊島区ジュニア強化選手（中学生）約 100 名に対して柔道技術指導（背負投や固め技の基本的な返し方など）を行い、オリンピックや世界選手権出場時の体験を話した。

3. 了徳寺柔道クラブ

平成 18(2006)年 12 月 10 日に本学体育館において、教養教育センター（当時）が中心となり、浦安市教育委員会の後援のもと日本女子柔道倶楽部との共催で、小学生を対象とした 1 日体験柔道教室「キッズ柔道」を開催した。講師は女子柔道倶楽部から元世界選手権大会チャンピオンで武蔵大学助教授（現在、筑波大学教授）の山口香氏、本学講師（現在、教授）で了徳寺学園柔道部山田監督、アシスタントとして了徳寺学園柔道部から 7 人が参加して指導に当たった。体に合ったサイズの柔道着を貸与し、柔道着の着方から始めて簡単な技をいくつか練習した。100kg を超える山田監督を投げ飛ばしたり、アシスタントの了徳寺学園柔道部員に技をかけたりと、子どもたちは大いに楽しんだ。

この柔道教室が好評を博したことを受けて、平成 19(2007)年 5 月に「了徳寺柔道クラブ」を開設し、週に 1 回の練習を行ってきた。保護者や子どもたちの強い要望により平成 23(2011)年度からは練習を週 2 回に増やした。現在は、小学生だけでなく幼児から一般成人までの幅広い年齢層を対象とする柔道教室となっており、所属者数は平成 30(2018)年度に全体で 70 人（幼児 15 人、小学生 41 人、中学生 4 人、高校生 3 人、一般 7 人）である。

柔道の全日本女子選抜体重別選手権大会優勝の実績を持つ本学職員と大学柔道部員が指導に当たっており、現在は水曜日と土曜日に、各 2～3 時間程度の練習を行っている。また、毎週の練習だけでなく、年間行事として、夏合宿、クリスマス会、餅つき、マラソン大会等を実施している。クラブの最大の特徴として、了徳寺学園柔道部の講習会や練習会に参加することが可能となっている。オリンピックや世界選手権など、柔道界の第一線で活躍する一流選手の指導が受けられ定評がある（図 A-1-1）。



図 A-1-1 了徳寺柔道クラブ

A-1-② 地域自治体の施策への協力

1. 市民会議への参加

1) 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会

社会福祉法人浦安市社会福祉協議会からの委嘱を受け、理学療法学科の教員が理事に就任し、平成 26(2014)年 9 月～同 30(2018)年 7 月に、理事会と役員研修会に参加した。

2) 浦安市公民館運営審議会

教養部の教員は、平成 28(2016)および同 29(2017)年度に開催された浦安市公民館運営審議会に委員として出席、公民館主催事業に関する報告を受け、今後の活動について審議を行った。

表 A-1-2 教員が出席した浦安市公民館運営審議会

年度	開催月日	担当者
平成 28 年	平成 28 年 5 月 13 日、7 月 8 日、9 月 2 日、平成 29 年 3 月 17 日	教養部林響子講師
平成 29 年	平成 29 年 5 月 12 日、7 月 14 日	教養部林響子講師

3) 浦安市介護給付等の支給に関する審査会

浦安市介護給付費等の支給に関する審査会は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 15 条および市条例に基づいて平成 18(2006)年 4 月に設置された。設置当初より教養部の教員が委員としてこれに参加し、障害程度の区分に関する審査および判定に携わってきた。

表 A-1-3 浦安市介護給付等の支給に関する審査会

年度	開催月日	担当者
平成 28 年	5 月 18 日、7 月 13 日、9 月 14 日、10 月 12 日および 12 月 14 日	教養部橋本和幸准教授
平成 29 年	11 月 8 日および平成 30 年 2 月 28 日	教養部橋本和幸准教授
平成 30 年	7 月 25 日	教養部橋本和幸准教授

4) 浦安市介護保険運営協議会

浦安市は、条例に基づき、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の点検・評価を行うため浦安市介護保険運営協議会を開催し、看護学科の教員が平成 28(2016)年度から委員として参画している。

2. 教育文化事業への参加

1) うらやす市民大学

うらやす市民大学は、平成 21(2009)年 6 月、「まちづくり活動を行うために必要な知識や技能を身につけ、市民自らが地域に貢献する協働の担い手として、活躍するための学びの場」として開校した。開校当初から本学の教員が講師を務めている。

平成 28(2016)～30(2018)年度は「健康をうらやすの文化に」をテーマとして、整復医療・トレーナー学科の教員がコーディネーターとなり、健康づくりにおける運動の重要性につ

いての講演や安全第一で楽しく続けられる実技指導を行った。講師は整復医療・トレーナー学科の教員が担当した。

2) うらやすこども大学

うらやすこども大学は、平成 26(2014)年度、浦安市教育ビジョン「豊かなかかわり（参画・交流）」と「郷土愛（誇り）」の実現に向けた一助として、市内に存する大学の協力を得ながら日常とは異なる環境の中で、こどもたちの「なぜ？」という探求心に可能な限り応えることにより、未来の浦安を担うこどもたちを育成する機会とすることを目的とし開校した。平成 30(2018)年度からうらやすこどもクエストと改名されたが、毎年本学の教員および学生が市内の小学生 4～6 年生に講義を行っている。

平成 30(2018)年度は、8 月 21 日に市内の小学 4～6 年生 50 名が来学し、整復医療・トレーナー学科の教員と学生が「体幹をきたえよう」を本学体育館で講義をした。

3. 健康・福祉事業への協力

1) 健康フェア浦安

浦安市は市の医師会の協力のもと、毎年秋に浦安市民プラザ Wave101 において「健康フェア浦安」を開催している。この催しでは、千葉県看護協会、千葉県臨床検査技師会、千葉県臨床工学技士会などが、健康に関する企画を実施している。

平成 28(2016)年 10 月に開催された第 37 回健康フェア浦安において、理学療法学科の教員と附属上青木整形外科の医師らがロコモティブシンドロームに関する測定、説明を実施した。平成 29(2017)年度は台風で中止となり、平成 30(2018)年 10 月に浦安市健康センター内で開催された第 39 回健康フェア浦安でも各種測定や説明を行った。

2) 浦安スポーツフェア

浦安スポーツフェアは、市民が気軽にスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに明るく健康な生活を送れるよう体育の日の時期に合わせて浦安市や浦安市教育委員会、浦安スポーツフェア実行委員会が主催しているイベントである。理学療法学科の教員は、平成 26(2014)年度から子どもの健康作りの啓発の一環として、子ども測定を実施しており、平成 28(2016)年 10 月と平成 29(2017)年 10 月に行った。

3) 健幸ポイントプロジェクト

浦安市では、平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度にかけて運動を始めるきっかけになることを目的として、健康づくりの努力と成果に応じてポイントを獲得できる健幸ポイントプロジェクトを実施した。

本学も健幸ポイント付与対象教室として、「歩行寿命を延ばす！セーフティウォーキング講座」を開催した。整復医療・トレーナー学科の教員は平成 28(2016)年 6 月に浦安市民会館で約 50 人を対象に、骨密度・セーフティウォーキングナビの測定を実施するとともに安全な歩行の方法、歩行に必要な柔軟性・筋力について実技を交えて講義した。

4) 浦安市介護予防アカデミア（体操班）

浦安市では、さらなる高齢社会を迎えるにあたり、地域の住民同士が助け合い、絆を深めながら安心して住める社会を目指すため、介護予防推進協働事業の一環として平成 21(2009)年 6 月に「浦安市介護予防リーダー養成講座」を受講した修了生が中心となって、浦安介護予防アカデミアを設立した。

本学では、このアカデミア（体操班）の依頼を受け、平成 27(2015)年度から理学療法学

科教員による理学療法体力測定を行っている。内容は転倒予防および姿勢・歩行評価、呼吸機能、骨密度およびアンケート調査で、結果は平成 29(2017)年 3 月にアカデミア担当者会議で報告し、本学研究紀要第 11 号に発表した。

表 A-1-4 平成 28(2016)～30(2018)年度 浦安市介護予防アカデミア（体操班）一覧

実施年月日	場所と参加人数	担当者
平成 28 年度 ① 5 月 9 日から 9 月 26 日の第 4 月曜日・第 3 水曜日（延べ 10 回） ② 10 月 14 日から平成 29 年 2 月 27 日の第 4 月曜日・第 2 金曜日（延べ 9 日）	① 本学理学療法評価実習室で 9 回 48 人・浦安健康センター 2 階リハビリ室で 1 回 5 人、計 53 人 ② 本学理学療法評価実習室で 8 回 42 人・浦安健康センター 2 階リハビリ室で 1 回 5 人、計 47 人	中村浩教授、柗幸伸教授、山田洋一准教授、勝木員子助教、平野正弘助教、川崎翼助教、兎澤良輔助教、清水菜穂助教
平成 29 年度 ① 8 月 21 日 ② 8 月 25 日 ③ 9 月 28 日 ④ 10 月 18 日 ⑤ 11 月 21 日 ⑥ 12 月 7 日 ⑦ 平成 30 年 3 月 10 日	①浦安市中央公民館で 20 人 ②日の出公民館で 21 人 ③富岡公民館で 30 人 ④堀江公民館で 28 人 ⑤美浜公民館で 38 人 ⑥高洲公民館で 22 人 ⑦浦安市役所で 202 人	中村浩教授、山田洋一准教授、平野正広講師、川崎翼助教、兎澤良輔助教、浅田菜穂助教
平成 30 年度 ① 8 月 3 日 ② 8 月 23 日 ③ 9 月 19 日 ④ 10 月 21 日 ⑤ 10 月 29 日 ⑥ 11 月 13 日 ⑦ 12 月 6 日	①浦安市日の出公民館で 30 人 ②富岡公民館で 20 人 ③堀江公民館で 18 人 ④浦安市健康センターで 145 人 ⑤中央公民館で 145 人 ⑥美浜公民館で 30 人 ⑦高洲公民館で 20 人	中村浩教授、加藤宗規教授、山田洋一准教授、平野正広講師、勝木員子講師、源裕介講師、川崎翼助教、兎澤良輔助教、浅田菜穂助教、川口沙織助教

5) ちばアクアラインマラソン

ちばアクアラインマラソンは、平成 24(2012)年から隔年で開催され、東京湾アクアラインの海上部分などをコースに約 16,000 人のランナーが参加する千葉県主催のスポーツイベントである。平成 28(2016)年 10 月および平成 30(2018)年 10 月に開催された大会で、整復医療・トレーナー学科の教員が木更津市と袖ヶ浦市のトレーナーブースに派遣され、トレーナー業務を行った。筋痙攣、熱中症対策といったランナーの応急処置などチーム医療

の役割を果たした（図 A-1-2）。



図 A-1-2 ちばアクアラインマラソン 2018 支援活動

6) 健康教室

本学の教員は学科の専門性を生かした健康教室などを開催し、地域住民の健康増進や健康問題へのサポートを行っている。

理学療法学科の教員は、平成 28(2016)年 10 月 30 日および平成 29(2019)年 3 月 19 日に上青木整形外科にて健康体操教室を開催し、講義「骨粗鬆症の予防のための運動療法」を行った後、骨密度測定などのロコモを測定し、参加者へ解説した。

看護学科の教員は、認知症予防に関する健康教室を横浜市内の病院にて平成 29 年 4 月から月 2 回開催し、地域の高齢者に対する認知症予防の普及啓発と脳トレをボランティアとして行っている。地域の高齢者の希望もあり、教室を立ち上げて 8 年を経過しており、継続参加者が多い。

整復医療・トレーナー学科の教員は、浦安市社会福祉協議会、ともづな高洲および本学ウェルネストレーニングセンターの共催により、平成 30(2018)年 7 月から 4 回にわたり、本学体育館にて、市在住 65 歳以上の方を対象に介護予防の講話、体力測定、トレーニング等を行った。

7) 女性のための元気アップセミナー

浦安市健康増進課からの依頼によりセミナーを 2 回開催した。平成 31(2019)年 3 月 23 日には 40～65 歳の女性を対象に「理学療法士が教える姿勢美人セミナー」を開催。浦安市の事前の測定で骨密度が低下していた女性を対象に、骨粗鬆症や退行性変化についての講義と実際に姿勢に関わる体力測定、姿勢指導を実施した。27 日には 65 歳以上の女性を対象に「ロコモ度チェックで自分のからだ年齢を知ろう」を開催した。介護予防やロコモティブシンドロームに関する講義とロコモ度チェック、運動指導を実施した。

表 A-1-5 女性のための元気アップセミナー

年度	開催月日	担当者
平成 30 年	平成 31 年 3 月 23 日	加藤宗規教授、兎澤良輔助教、浅田菜穂助教、川口沙織助教、学生 6 名
	平成 31 年 3 月 27 日	兎澤良輔助教、浅田菜穂助教、学生 6 名

8) KIDS 体力テスト!からだのことを知ろう!

浦安市生涯学習課中央公民館から依頼を受けて運動教室を開催した。小学生高学年を対象に運動機能低下、運動器疾患予防を目的とした運動器評価と、レクリエーションを取り入れた運動指導教室を行った。評価は主に身体の柔軟性、筋力、バランス、足部機能、体幹機能を実施し、運動指導はラダーを使用した全身、足趾トレーニングやバランスボールを使用した体幹トレーニングを実施した。

表 A-1-6 KIDS 体力テスト!からだのことを知ろう!

年度	開催月日	担当者
平成 30 年	平成 31 年 2 月 9 日、 23 日、3 月 9 日、23 日	加藤宗規教授、平野正広講師、源裕介講師、兎澤良輔助教、浅田菜穂助教、川口沙織助教、学生 10 名
	平成 31 年 3 月 25 日 ～28 日	加藤宗規教授、中村浩教授、山田洋一准教授、平野正広講師、源裕介講師、兎澤良輔助教、浅田菜穂助教、川口沙織助教、学生 10 名

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-1】～【資料 A-1-19】参照

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

公開講座については、参加者のニーズに合わせてとともに、地域連携委員会において、大学全体としての開催の時期や時間帯、回数等の把握、検討を行う。

また、浦安市が毎年定例で開催し、本学も毎年協力している事業に関しては内容がマンネリ化しないように、内容の吟味を継続する。

地域貢献事業は一過性のもので終わることなく、継続して行えるよう地域からの声を集め、大学としても企画の立案を行うことを検討する。

A-2 地域の事業との連携

《A-2 の視点》

A-2-① 地域の保健・医療・福祉の向上に寄与するための連携 —「あんしんマンションライフ」事業との連携—

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

浦安市は全国でも高齢化率が低い市ではあるが、全国の高齢化の進行に伴い浦安市も平成12(2000)年の7.6%（全国17.3%）から平成27(2015)年には15.9%（全国26.6%）に達し、高齢に伴う疾患の増加が懸念される。入船エリアは、JR新浦安駅の南～南東部に位置する住宅街で、入船東エステートは36年前に建設され、約800世帯が居住し、住民の約22%が高齢者（平成23(2011)年65歳以上514人、うち70歳以上293人）である。浦安市が「一人暮らしの高齢者の見守り安否確認事業」を行っていたことから、その一環をなす高齢者対策のモデル事業として市から補助金を受け、入船東エステートの自治会と管理組合が協力して発足させたのが「あんしんマンションライフ事業」である。

本学は教員や学生の有する知識と技術を提供することにより、この事業に協力し支援を行うこととなった。この事業との連携を図示したものが図A-2-1である。

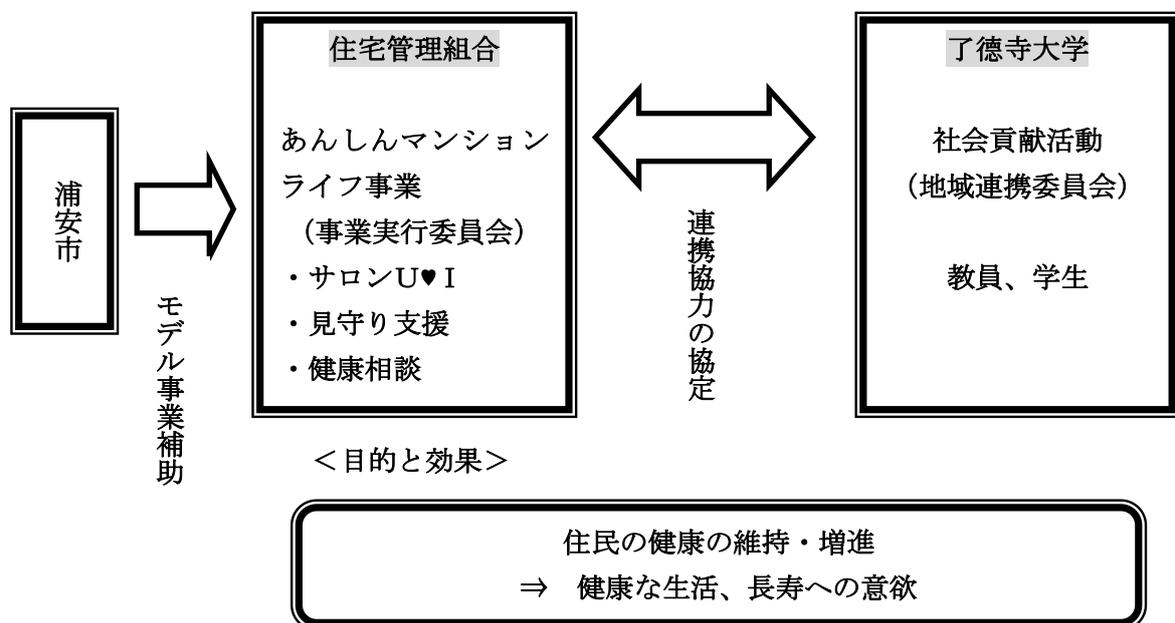


図 A-2-1 あんしんマンションライフ事業との連携

1. 平成28(2016)年度の活動

あんしんマンションライフ事業は、あんしんマンションライフ事業実行委員会主導の下で、「サロンU♥I」（以下「サロン」という。）と呼ばれる住民同士の交流、独居高齢者の安否確認、健康相談を中心に活動している。サロンは、実行委員と入船東エステート在住の浦安市の社会福祉協議会員や民生委員などがサロンスタッフとしてその運営を担い、入船東エステート管理事務所・自治会館で毎週1回行われている。本学は、このサロンの活動に協力するため、活動内容を提案し実施してきた。

平成28(2016)年度は本学の企画により5回（表A-2-1）のサロンを開催した。中でも、10月のサロンでは、「感染予防は手洗いから」というテーマで、15分間RUNP（後述）の学生が感染症、免疫力向上のための生活習慣、様々な感染予防法などの講義を行った。その後、教員が手洗いの効果や汚れの落ちにくい部分の説明とともに手洗い方法を解説した。参加者は手洗いトレーニングキット「グリッターパグ」を利用しながら、手洗いを実施し、十

分に手洗いができているか確認しあった。学生・教員と参加者が手洗い以外の会話を通して、和気あいあいと交流できていた。

表A-2-1 平成28(2016)年度に協力した活動内容

開催日時	場所	参加人数	内容	担当者
6月11日	入船東エステート 「サロンU♥I」	41人	テーマ「日常生活と血糖値の関係—食事やストレスと血糖値の関係—」	看護学科藤井広美准教授、小林房代講師、金屋佑子助教
8月28日	入船東エステート 「サロンU♥I」	約200人	入船エステート主催の夏祭りに参加し、学生による体験ブースの運営をサポートした。	看護学科藤井広美准教授、小林房代講師、金屋佑子助教
10月8日	入船東エステート 「サロンU♥I」	32人	「感染症予防は手洗いから—たかが手洗い、されど手洗い—」	看護学科松本幸枝准教授、石塚睦子講師、本多和子助教、小倉久美子助教
12月10日	入船東エステート 「サロンU♥I」	33人	「触れて和らぐタクティールケアのご紹介」	看護学科中澤明美教授、山田ノリ子准教授、小林房代講師、山下菜穂子助教、金屋佑子助教
平成29年 2月18日	入船東エステート 「サロンU♥I」	28人	「シニア世代の心身・社会的変化と健康づくり」	看護学科村上京子教授、藤井広美准教授、加藤サツキ講師、鈴木直子講師、永田美和助教、金屋佑子助教

2. 平成29(2017)年度の活動

平成29(2017)年度も本学から5つの企画(表A-2-2)を提案し、実施した。6月のサロンでは、看護学科の准教授が、「地域住民への熱中症予防と対策についての普及啓発と軽運動」との内容で、熱中症に関する基本的なことについて参加者に講義し、その対策方法を教えた。その上で暑さに負けない体づくりのための運動を学生と一緒に体験し、暑い時期の健康の維持増進に努めた。参加者からは毎年行ってほしいという意見が聞かれた。

12月のサロンでは、クリスマスリース等を折り紙で作る企画を実施した。近年、折り紙などの指先を使う活動は脳の健康によいと注目されており、また学生と教えあいながら作業をすることで世代間交流が深まることも狙いとした。子育て世代の方が参加され、作った作品を子どもに持ち帰りたいとの要望もあった。

表A-2-2 平成29(2017)年度に協力した活動内容

開催日時	場所	参加人数	内容	担当者
6月17日	入船東エステート 「サロンU♥I」	18人	テーマ「健康教室～熱中症予防と対策について～」で木村美津子准教授が熱中症に関する講義、その後、暑さに負けない体づくりのための運動を一緒に体験していただいた。	看護学科木村美津子准教授、小林房代准教授、金屋佑子講師
8月27日	入船東エステート	約230人	入船東エステート主催の夏祭りに参加し、学生による体験ブースの運営をサポートした。	看護学科小林房代准教授、金屋佑子講師
10月14日	入船東エステート管理組合集会所	約30人	テーマ「心身のバランスを整えるエクササイズ「マインドフルネス」を体験してみましよう」で、「マインドフルネス」について講演したのち、実際にエクササイズを体験してもらった。	看護学科根本友見講師、黒田みゆき准教授、渡辺浩美准教授、小林房代准教授、金屋佑子講師
12月16日	入船東エステート 「サロンU♥I」	30人	テーマ「折り紙でつくる！手作りのクリスマスを楽しもう」で、クリスマスリース等を折り紙で作った。	看護学科小林房代准教授、金屋佑子講師
平成30年 2月17日	入船東エステート 「サロンU♥I」	30人	テーマ「2018年冬の大運動会」で、自分の身体をセルフチェックできる体力測定を実施し、評価した。	看護学科屋宜譜美子教授、小林房代准教授、金屋佑子講師

3. 平成30(2018)年度の活動

平成30(2018)年度も本学から3つの企画(表A-2-3)を提案し、実施した。10月には「風邪予防 たかがうがい・手洗い、されどうがい・手洗い」として、昨年、好評だった手洗い方法のほか、うがいの方法を指導、実践した。

平成31(2019)年2月の交流会では歯のケアのためにつまようじ法を紹介したが、参加者の歯科保健に対する関心の高さがうかがわれ、次年度以降の計画に取り入れる必要を感じたとの報告があった。

表A-2-3 平成30(2018)年度に協力した活動内容

開催月日	場所	参加人数	内容	担当者
6月16日	入船東エステート管理組合集会所	20数人	「避難できる体力づくりと健康状態に合せた持ち出し品の選択」災害前の備えについて講義と逃げる・乗り越えるための体力づくり体操の実践。交流会。	看護学科三ツ井圭子准教授、小林房代准教授、平栗智美講師、陳俊霞助教、野崎由里子助教、塩田みどり助教
8月26日	入船エステートプリン公園	約200人	入船エステート自治会主催の夏祭りに「豆つかみチャレンジ」と「咀嚼機能チェック」を出店した。	看護学科原美弥子教授、小林房代准教授、金屋佑子講師、小倉久美子講師
10月13日	入船東エステート管理組合集会所	約30人	「風邪予防 たかがうがい・手洗い、されどうがい・手洗い」としてうがいや手洗いの正しい方法を講義し、実演した。	看護学科小林房代准教授、石塚睦子准教授、松本幸枝准教授、金屋佑子講師
12月22日	入船東エステート管理組合集会所	33人	「気功法で健康づくり～中国伝統医学から～」をテーマに採木体操を紹介、実技を行った。	看護学科原美弥子教授
平成31年2月16日	入船東エステート管理組合集会所	30数人	講演「様々な病気を予防する歯のケア つまようじ法のご紹介」ののち、つまようじ法を実演、交流会を行った。	看護学科原美弥子教授、小林房代准教授、山田ノリ子准教授、田中初枝准教授、南迫裕子講師、山下知子助教



図 A-2-2 うがい手洗いの講義



図 A-2-3 グリッターバッグを使った手洗い演習

4. 学生参加

平成 24(2012)年 4 月に、看護学科 1 期生で公衆衛生看護学に興味を持った有志が「RUNP」という活動グループを結成した。R は Ryotokuji、U は Urayasu、University、N は Nurse、P は Project、Play、Plan の頭文字を取ったものである。

学生がサロン活動に参加することで、住民からは「学生と接していると元気がもらえるから、また来てほしい。楽しみにしている。」「学生の皆が優しいから、サロンに来てもらえて話せることがとても嬉しいです。」「健康について考え直すきっかけになったよ。」という声が聞かれ、住民の健康意識を高める一助になっている。

学生からも「幅広い年代の方々と接し、相手の視点に合わせて考えることの大切さを学び、視野が広がった。」「昨年実施したストレッチを継続してくださり、サロンの活動が健康づくりに役立っているように感じる。」「住民の方々と交流ができ、私たちも元気を頂いている。」という意見があがっており、住民との交流で多くのことを学び、やりがいを感じていると見ている。今後も、学生としての立場を生かした参加が重要である。



図 A-2-4 参加者・学生・教員との茶話会

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-2-1】～【資料 A-2-5】参照

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

入船東エステートの「あんしんマンションライフ事業」への協力は、本学の立地条件を考えたときの一つの試みであった。参加住民や参加した学生からの声を聞くと、この活動は今後も地域貢献として継続する必要がある、実現していく。

この活動は主として看護学科の教員が進めているが、多様な地域貢献の形を模索するためにも他学科の教員や職員も含めた全学の活動に拡大して行く。

平成 29(2017)年度のサロンでは初めて子育て世代の方が参加され、作った作品を子どもに持ち帰りたいとの要望があったことから、今後はシニアの健康のみではなく、より幅広い世代を対象とし、工作などの機会を設けることも検討する。

8月の運動会だけでなく、6月の熱中症対策や12月のクリスマスなど、時期やニーズにあった企画を定例化することで参加者の要望に沿えるよう検討する。

V. 特記事項

1. ストレスフリー療法(研究活動)

ストレスフリー療法は、特定の体表点(独自で発見した足裏を中心とする複数の体表点)に直径 3mm の小さな導子を当て、火傷しない 49℃未満の温熱刺激を独自のリズムで与えることのできる「ストレスフリー器」を用いて 30~45 分間かけて施術するという、本学が開発した独自の治療法である。

ストレスフリー療法の効能として、血液中のコルチゾール低減と毛細血管における血流の増加、腸管蠕動の活性化、血中免疫細胞増多や制御性 B 細胞における IL-10 発現増多が生じることを国内外の学術誌へ報告してきた。ストレス環境下で分泌が亢進するコルチゾールを低減するだけでなく、リラクゼーション効果が極めて高い治療法であるためストレスフリー療法と命名し、国内外で特許を取得している。

治療効果の機序を、順を追って紹介する。まず注目すべきはコルチゾールの低減である。コルチゾールは医療現場では副腎皮質ステロイドや糖質コルチコイドと呼ばれ、投与量にもよるが長期間の投与で多彩な有害事象が生じる。高血圧、脂質異常症、糖尿病、骨粗鬆症、白内障、緑内障、筋力低下、脂肪沈着、不眠症、うつ病、免疫不全などである。いずれも老化現象であり、老化を促進させるホルモン製剤であると言える。ストレスを受け続ければコルチゾール分泌過多となり、同様の有害事象が生じる。それが慢性化することで生活習慣病をはじめ、数多くの疾患における主原因になっているのではないかと仮説を立てている。コルチゾールは末梢血管収縮作用があり、低減させることで末梢毛細血管の拡張に伴う組織血流増加が起こる。血流により生命の最小単位である細胞は維持されており、毛細血管に血流が増えることで細胞の活性化や組織修復能力が高まる。血中へ免疫細胞増多と制御性 B 細胞における IL-10 発現増多は免疫増強および免疫調整作用と言い換えられる。つまり、ストレスフリー療法はストレスを除去し、血流を増やし、自然治癒力を高める治療法と言える。投薬する治療法ではないため有害事象がほとんどと言ってよいほど無く、極めて安全な治療法であることも特筆すべきと考える。

本治療法が普及し「医療費削減」や「健康寿命延長」、「介護不要の高齢者増加」を達成できれば、現在の日本を悩ます「社会保険料の増加」や「働き手の不足」、「介護問題」が解消され、増税も不要となり、これからの日本を担う子供達や若者達へ希望のある未来を作り出せるというビジョンを描いている。

2. ストレスフリー体験室(学生と教職員の福利厚生)

平成 29(2017)年 8 月より校舎内にストレスフリー療法の施術が可能なスペースを設置し、学生と教職員がいつでも利用できるようにした。「大学憲章」で謳う、学生および教職員の人生を咲かせるためである。学生生活や就労による疲労の軽減や、日々の体調管理に寄与し、年に延べ 800 名程度が利用している。

3. 難病無料相談室(社会貢献および研究活動)

平成 30(2018)年 12 月より校舎内に難病無料相談室を設置した。様々な疾患や診断のつかない症状、年齢や合併症により標準治療を受けられず苦しむ方々を対象に無料で医師による医療相談を行い、希望者にはストレスフリー療法を複数回無料で体験できるようにした。「大学憲章」で謳う、地域の人々の人生を咲かせるためである。また、この療法の体験を希望し、研究に同意が得られた来室者については研究活動も行っている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を明記している。	1-1
第 85 条	○	健康科学部を設置している。学則第 3 条で明記している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は 4 年。学則第 10 条で明記している。	3-1
第 88 条	○	学則第 18 条で明記している。	3-1
第 89 条	—	該当なし。	3-1
第 90 条	○	学則第 21 条で明記している。	2-1
第 92 条	○	学則第 50 条及び第 51 条で明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 52 条、第 53 条及び第 54 条で明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 36 条で明記している。	3-1
第 105 条	—	該当なし。	3-1
第 108 条	—	該当なし。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条で明記している。	6-2
第 113 条	○	大学HP等により公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 50 条で明記している。	4-1 4-3
第 122 条	—	該当なし。	2-1
第 132 条	○	学則第 24 条で明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則で各事項を定めている。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当なし。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 34 条及び第 38 条で明記している。	4-1
第 28 条	○	事務局等にて各表簿を備えている。	3-2
第 143 条	○	教授会規程で定めている。	4-1
第 146 条	○	学則第 18 条で明記している。	3-1
第 147 条	○	学則第 36 条、ディプロマ・ポリシー及び履修規程で明記している。	3-1
第 148 条	○	学則第 10 条で明記している。	3-1

了徳寺大学

第 149 条	○	学則第 2 4 条及び編入学に関する規程で明記している。	3-1
第 150 条	○	学則第 2 1 条で明記している。	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	—	該当なし。	2-1
第 154 条	—	該当なし。	2-1
第 161 条	○	編入学に関する規程で明記している。	2-1
第 162 条	○	学則第 2 5 条で明記している。	2-1
第 163 条	○	学則第 6 条で明記している。	3-2
第 164 条	○	履修規程で明記している。	3-1
第 165 条の 2	○	健康科学部及び三学科ごとに 3 つのポリシーを定め、大学HPや『大学案内』で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び自己点検・評価に関する規程で明記している。	6-2
第 172 条の 2	○	大学HPにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位規程で明記している。	3-1
第 178 条	—	該当なし。	2-1
第 186 条	○	学則第 2 4 条及び編入学に関する規程で明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準に従って適切に運用している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条及び第 3 条の 2 に明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 2 2 条、第 2 3 条及び入学選抜規程に明記している。	2-1
第 2 条の 3	○	委員会等を通じ、教員と職員の協働を実施している。	2-2
第 3 条	○	大学設置基準に従って適切に運用している。	1-2
第 4 条	○	学則第 1 3 条で明記している。	1-2
第 5 条	○	履修規程で明記している。	1-2
第 6 条	—	該当なし。	1-2 3-2

了徳寺大学

			4-2
第 7 条	○	大学設置基準に従って適切に運用している。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学設置基準に従って適切に運用している。	3-2 4-2
第 11 条	○	大学設置基準に従って適切に運用している。	3-2 4-2
第 12 条	○	全ての専任教員が基準を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条	○	学部及び学科の基準教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長任用規程で明記している。	4-1
第 14 条	○	教員選考規程で明記している。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員選考規程で明記している。	3-2 4-2
第 16 条	○	教員選考規程で明記している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教員選考規程で明記している。	3-2 4-2
第 17 条	○	教員選考規程で明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条で明記している。	2-1
第 19 条	○	学則第 1 2 条、第 1 3 条及び別表 2 で明記している。	3-2
第 20 条	○	学則別表 1 で明記している。	3-2
第 21 条	○	学則第 1 4 条で明記している。	3-1
第 22 条	○	学則第 8 条で明記している。	3-2
第 23 条	○	学期を前期と後期と分けており、それぞれの授業期間は 1 5 週である。	3-2
第 24 条	○	大学設置基準に従って適切に運用している。	2-5
第 25 条	○	学則第 1 3 条で明記している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目ごとにシラバスを作成、大学HPで公表している。	3-1
第 25 条の 3	○	就業規則で明記している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	○	学則第 1 6 条で明記している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修規程で明記している。	3-2

了徳寺大学

第 28 条	○	学則第 17 条で明記している。	3-1
第 29 条	○	学則第 17 条で明記している。	3-1
第 30 条	○	学則第 18 条で明記している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	○	学則第 39 条で明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 36 条及び別表 2 で明記している。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	大学敷地内にグラウンド及び体育館を設けている。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準に従って適切に設置している。	2-5
第 37 条	○	大学設置基準に従って適切に設置している。	2-5
第 37 条の 2	○	大学設置基準に従って適切に設置している。	2-5
第 38 条	○	大学設置基準に従って適切に設置している。	2-5
第 39 条	—	該当なし。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条	○	大学設置基準に従って適切に設置している。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	大学設置基準に従って適切に運営している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名及び学科名はいずれも教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	事務組織規程で明記している。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導は学生支援課が担当している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	進路支援本部規程で明記している。	2-3
第 42 条の 3	○	就業規則で明記している。	4-3
第 43 条	—	該当なし。	3-2
第 44 条	—	該当なし。	3-1
第 45 条	—	該当なし。	3-1
第 46 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2

了徳寺大学

第 57 条	—	該当なし。	1-2
第 58 条	—	該当なし。	2-5
第 60 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 3 6 条で明記している。	3-1
第 10 条	○	学則第 3 6 条で明記している。	3-1
第 13 条	○	学則第 3 6 条、学位規程及び卒業試験に関する規程で明記し、学則は改正があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	寄附行為第 5 条で定め、適切に運用している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 1 7 条で定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 1 1 条、第 1 3 条及び第 1 6 条で定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条及び第 7 条で定めており、適切に運用している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条で定めており、適切に運用している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条で定めており、適切に運用している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 2 0 条で定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 2 2 条で定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 2 3 条で定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 2 4 条で定めている。	5-3
第 45 条	○	寄附行為第 4 2 条で定めており、適切に運用している。	5-1
第 46 条	○	寄附行為第 3 5 条で定めており、適切に運用している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 3 6 条で定めており、適切に運用している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 3 8 条で定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

大学院設置基準 該当なし

専門職大学院設置基準 該当なし

学位規則（大学院関係） 該当なし

大学通信教育設置基準 該当なし

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人了徳寺大学 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	了徳寺大学 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	了徳寺大学 学則	大学院は未設置
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2019 年度 学生募集要項	

了徳寺大学

【資料 F-5】	学生便覧	
	2019 年度 学生便覧 履修の手引	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2019 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 30 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通案内、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	法人規則台帳、大学規則台帳	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員名簿	
	平成 30 年度 理事会出席状況一覧 平成 30 年度 評議員会出席状況一覧	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 26 年度 計算書類、監事監査報告書	
	平成 27 年度 計算書類、監事監査報告書	
	平成 28 年度 計算書類、監事監査報告書	
	平成 29 年度 計算書類、監事監査報告書	
	平成 30 年度 計算書類、監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2019 年度 学生便覧 履修の手引	【資料 F-5】と同じ
	2019 年度 健康科学部シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー（健康科学部、理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	了徳寺大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	開学の理念	
【資料 1-1-3】	教育理念	
【資料 1-1-4】	開学時設置目的（開学時了徳寺大学学則第 1 条）	
【資料 1-1-5】	開学時教育目的（開学時了徳寺大学学則第 3 条の 2）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大学 HP（了徳寺大学学則）	
【資料 1-2-2】	2019 年度 学生便覧 履修の手引	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	平成 30 年度 第 209 回教授会議事録（写）	
【資料 1-2-4】	平成 30 年度 第 1 回中長期計画策定委員会議事録（写）	
【資料 1-2-5】	平成 30 年度 第 201 回教授会議事録（写）	
【資料 1-2-6】	平成 30 年度 第 203 回教授会議事録（写）	
【資料 1-2-7】	三つのポリシー（健康科学部、理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科）	【資料 F-13】と同じ

了徳寺大学

【資料 1-2-8】	芸術と健康研究会	
【資料 1-2-9】	了徳寺大学附属芸術文化研究所規程	
【資料 1-2-10】	了徳寺大学附属総合文化研究所規程	
【資料 1-2-11】	了徳寺大学附属総合文化研究所研究紀要	
【資料 1-2-12】	浦安市と学校法人了徳寺大学との包括的な連携に関する協定書	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	三つのポリシー（健康科学部、理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科）	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-2】	了徳寺大学 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	大学 HP（三つのポリシー）	
【資料 2-1-4】	了徳寺大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-5】	2019 年度 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	了徳寺大学健康科学部面接要綱	
【資料 2-1-7】	平成 30 年度 オープンキャンパス日程	
【資料 2-1-8】	平成 30 年度 オープンキャンパス実績	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	了徳寺大学学生支援担任アドバイザー規程	
【資料 2-2-2】	了徳寺大学学内委員会規程	
【資料 2-2-3】	2019 年度 学内会議・委員会委員（教員）	
【資料 2-2-4】	了徳寺大学学内委員会規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-2-5】	入学前課題	
【資料 2-2-6】	2019 年度 ガイダンススケジュール	
【資料 2-2-7】	2019 年度 初年次教育プログラム	
【資料 2-2-8】	2019 年度 保護者会資料	
【資料 2-2-9】	了徳寺大学障がい学生支援規程	
【資料 2-2-10】	2019 年度 第 234 回教授会議事録（写）	
【資料 2-2-11】	2019 年度 オフィスアワー一覧表	
【資料 2-2-12】	平成 30 年度 第 10 回理学療法学科会議議事録	
【資料 2-2-13】	平成 30 年度 第 2 回整復医療・トレーナー学科会議議事録	
【資料 2-2-14】	平成 30 年度 第 5 回看護学科会議議事録	
【資料 2-2-15】	了徳寺大学学生支援担任アドバイザー規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-2-16】	2019 年度 学生アドバイザー担当表	
【資料 2-2-17】	学籍に関する相談連絡票	
【資料 2-2-18】	授業における多欠学生の報告書	
【資料 2-2-19】	了徳寺大学特別研究生に関する規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	了徳寺大学進路支援本部規程	
【資料 2-3-2】	2019 年度 第 1 回国家試験対策会議議事録	
【資料 2-3-3】	2019 年度 理学療法学科における国家試験対策会議資料	
【資料 2-3-4】	2019 年度 整復医療・トレーナー学科における国家試験対策会議資料	
【資料 2-3-5】	2019 年度 看護学科における国家試験対策会議資料	
【資料 2-3-6】	内定届	
【資料 2-3-7】	了徳寺大学学生支援担任アドバイザー規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-3-8】	2019 年度 学生アドバイザー担当表	【資料 2-2-16】と同じ

了徳寺大学

【資料 2-3-9】	大学 HP（学内掲示板・求人情報）	
【資料 2-3-10】	平成 30 年度 理学療法学科就職説明会資料	
【資料 2-3-11】	平成 30 年度 整復医療・トレーナー学科就職説明会資料	
【資料 2-3-12】	平成 30 年度 看護学科就職説明会資料	
【資料 2-3-13】	『Placement Book』	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学校法人了徳寺大学特待生規程	
【資料 2-4-2】	学校法人了徳寺大学了徳寺健二修学支援基金規程	
【資料 2-4-3】	学友会会則	
【資料 2-4-4】	平成 30 年度 学友会決算書	
【資料 2-4-5】	部活動・サークル一覧	
【資料 2-4-6】	平成 30 年度 よつば祭パンフレット	
【資料 2-4-7】	平成 30 年度 ボランティア活動一覧表	
【資料 2-4-8】	学校法人了徳寺大学保健管理センター規程	
【資料 2-4-9】	学校法人了徳寺大学カウンセラー設置要綱	
【資料 2-4-10】	傷病者発生時の対応	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	建物配置図	
【資料 2-5-2】	校舎平面図	
【資料 2-5-3】	大学 HP（キャンパス設備紹介、実習室・設備紹介）	
【資料 2-5-4】	了徳寺大学附属図書館規程	
【資料 2-5-5】	了徳寺大学学内委員会規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-5-6】	了徳寺大学附属図書館利用規程	
【資料 2-5-7】	了徳寺大学附属図書館 図書館の手引き	
【資料 2-5-8】	了徳寺大学学内委員会規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-5-9】	建築確認済証	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	了徳寺大学目安箱メールに関する規程	
【資料 2-6-2】	2019 年度 学生便覧 履修の手引	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-3】	大学 HP（目安箱メール）	
【資料 2-6-4】	了徳寺大学学内委員会規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-6-5】	平成 30 年度 Web 学生アンケート調査結果	
【資料 2-6-6】	平成 30 年度 第 8 回学生委員会議事録（写）	
【資料 2-6-7】	平成 30 年度 第 9 回企画委員会議事録（写）	
【資料 2-6-8】	平成 30 年度 第 223 回教授会議事録（写）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	了徳寺大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-2】	三つのポリシー（健康科学部、理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-3】	大学 HP（三つのポリシー）	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 3-1-4】	了徳寺大学 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-5】	了徳寺大学履修規程	
【資料 3-1-6】	2019 年度 学生便覧 履修の手引	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	大学 HP（Web シラバス）	
【資料 3-1-8】	了徳寺大学の卒業試験に関する規程	

了徳寺大学

【資料 3-1-9】	平成 30 年度 第 227 回教授会議事録 (写)	
【資料 3-1-10】	成績評価通知	
【資料 3-1-11】	平成 30 年度 単位認定資料	
【資料 3-1-12】	平成 30 年度 第 227 回教授会議事録 (写)	【資料 3-1-9】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	三つのポリシー (健康科学部、理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科)	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2】	大学 HP (三つのポリシー)	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 3-2-3】	了徳寺大学 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-4】	2019 年度 理学療法学科カリキュラムツリー	
【資料 3-2-5】	2019 年度 整復医療・トレーナー学科カリキュラムツリー	
【資料 3-2-6】	2019 年度 看護学科カリキュラムツリー	
【資料 3-2-7】	大学 HP (Web シラバス)	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-2-8】	了徳寺大学履修規程	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-2-9】	2019 年度 学生便覧 履修の手引	【資料 F-5】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	了徳寺大学の授業改善のための研修および研究に関する規程	
【資料 3-3-2】	了徳寺大学学内委員会規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 3-3-3】	平成 30 年度 授業改善アンケート結果	
【資料 3-3-4】	参加報告書 (FD ネットワーク “つばさ”)	
【資料 3-3-5】	出張報告書 (能動的学修の教員研修リーダー講座)	
【資料 3-3-6】	平成 30 年度 Web 学生アンケート調査結果	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 3-3-7】	リフレクションペーパー	
【資料 3-3-8】	公開授業報告書 (「臨床心理学」)	
【資料 3-3-9】	公開授業報告書 (「理学療法特講 I」)	
【資料 3-3-10】	教員研修報告書 (能動的学修の教員研修リーダー講座)	
【資料 3-3-11】	教員研修報告書 (高大接続改革研究会)	
【資料 3-3-12】	平成 30 年度 Web 学生アンケート調査結果	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 3-3-13】	平成 30 年度 第 8 回学生委員会議事録 (写)	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 3-3-14】	平成 30 年度 第 9 回企画会議事録 (写)	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 3-3-15】	平成 30 年度 第 223 回教授会議事録 (写)	【資料 2-6-8】と同じ
【資料 3-3-16】	了徳寺大学 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-3-17】	大学 HP (学生生活全般にかかる Web アンケート)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	了徳寺大学入学者選抜規程	
【資料 4-1-2】	了徳寺大学進路支援本部規程	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 4-1-3】	学校法人了徳寺大学人権侵害の防止に関する規程	
【資料 4-1-4】	了徳寺大学学生懲戒規程	
【資料 4-1-5】	学校法人了徳寺大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 4-1-6】	学校法人了徳寺大学自己点検・評価に関する規程	
【資料 4-1-7】	了徳寺大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-8】	了徳寺大学教授会規程	
【資料 4-1-9】	了徳寺大学企画会議規程	
【資料 4-1-10】	平成 30 年度 第 1 回中長期計画策定委員会議事録 (写)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 4-1-11】	了徳寺大学事案決定実施要綱	

了德寺大学

【資料 4-1-12】	了德寺大学学内委員会規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 4-1-13】	了德寺大学入学試験委員会規程	
【資料 4-1-14】	学校法人了德寺大学自己点検・評価に関する規程	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 4-1-15】	了德寺大学生命倫理審査委員会規程	
【資料 4-1-16】	了德寺大学教職課程委員会規程	
【資料 4-1-17】	了德寺大学防火・防災管理委員会規程	
【資料 4-1-18】	了德寺大学の授業改善のための研修および研究に関する規程	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 4-1-19】	了德寺大学保健管理センター規程	【資料 2-4-9】と同じ
【資料 4-1-20】	学校法人了德寺大学教職員衛生管理規程	
【資料 4-1-21】	学校法人了德寺大学事務組織規程	
【資料 4-1-22】	2019 年度 学内会議・委員会担当部課及び委員・担当者（職員）	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	了德寺大学教員選考規程	
【資料 4-2-2】	了德寺大学教員選考基準	
【資料 4-2-3】	了德寺大学教員任期規程	
【資料 4-2-4】	了德寺大学助手任期規程	
【資料 4-2-5】	学校法人了德寺大学教員の再任時業績審査実施基準	
【資料 4-2-6】	教育研究業績書	
【資料 4-2-7】	教育研究業績書の指導助言	
【資料 4-2-8】	了德寺大学の授業改善のための研修および研究に関する規程	【資料 3-3-1】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	職員研修資料（防火管理）	
【資料 4-3-2】	職員研修資料（アカデミックハラスメント防止研修）	
【資料 4-3-3】	出張報告書（『大学職員力』養成セミナー）	
【資料 4-3-4】	出張報告書（大学図書館が担う「教育」とは）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	了德寺大学附属総合文化研究所規程	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 4-4-2】	了德寺大学ストレスフリー療法研究センター規程	
【資料 4-4-3】	了德寺大学ウェルネストレーニングセンター規程	
【資料 4-4-4】	第 1 回了德寺大学研究学術集会開催報告	
【資料 4-4-5】	了德寺大学学術研究倫理憲章	
【資料 4-4-6】	了德寺大学における研究に係る生命倫理に関する指針	
【資料 4-4-7】	了德寺大学生命倫理審査委員会規程	【資料 4-1-15】と同じ
【資料 4-4-8】	学校法人了德寺大学公的研究費の運営及び管理に関する規程	
【資料 4-4-9】	学校法人了德寺大学受託研究及び共同研究に関する規程	
【資料 4-4-10】	学校法人了德寺大学学内研究費運用規程	
【資料 4-4-11】	学校法人了德寺大学における研究活動の不正防止に関する規程	
【資料 4-4-12】	学校法人了德寺大学利益相反マネジメント規程	
【資料 4-4-13】	了德寺大学毒物及び劇物取扱規程	
【資料 4-4-14】	2019 年度 課題研究費交付基準	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	開学の理念	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 5-1-2】	認可書	
【資料 5-1-3】	学校法人了德寺大学 寄附行為	【資料 F-1】と同じ

了徳寺大学

【資料 5-1-4】	平成 30 年度 第 229 回教授会議事録（写）	
【資料 5-1-5】	了徳寺大学の学則の変更について（届出）	
【資料 5-1-6】	了徳寺大学憲章	
【資料 5-1-7】	了徳寺大学保健管理センター規程	【資料 4-1-19】と同じ
【資料 5-1-8】	了徳寺大学教職員衛生管理規程	【資料 4-1-20】と同じ
【資料 5-1-9】	学校法人了徳寺大学人権侵害の防止に関する規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-1-10】	了徳寺大学防火・防災管理委員会規程	【資料 4-1-17】と同じ
【資料 5-1-11】	新学期オリエンテーション資料（交通安全）	
【資料 5-1-12】	交通安全に関する学生掲示	
【資料 5-1-13】	了徳寺大学防犯カメラの設置及び運用に関する規程	
【資料 5-1-14】	学生教育研究災害傷害保険	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	平成 30 年度 第 6 回理事会議事録（写）	
【資料 5-2-2】	稟議書	
【資料 5-2-3】	学校法人了徳寺大学常任理事会規程	
【資料 5-2-4】	学校法人了徳寺大学内部監査規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	了徳寺大学合同会議要綱	
【資料 5-3-2】	お伺い書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人了徳寺大学経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人了徳寺大学経理規程施行規則	
【資料 5-5-3】	学校法人了徳寺大学監事監査規程	
【資料 5-5-4】	平成 30 年度 計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-5】	平成 30 年度 監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	了徳寺大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	学校法人了徳寺大学自己点検・評価に関する規程	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 6-1-3】	三つのポリシー（健康科学部、理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科）	【資料 F-13】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	平成 24 年度 了徳寺大学大学機関別認証評価評価報告書	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	平成 30 年度 第 11 回自己点検・評価委員会議事録（写）	
【資料 6-3-2】	リフレクションペーパーに対する評価結果	
【資料 6-3-3】	2019 年度 第 2 回自己点検・評価委員会議事録（写）	
【資料 6-3-4】	「教育力向上のための PDCA サイクル」における指導・助言のための指針	

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の人材力による社会への貢献		
【資料 A-1-1】	浦安市と学校法人了徳寺大学との包括的な連携に関する協定書	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 A-1-2】	地域貢献事業報告書「学園祭における公開講座」	
【資料 A-1-3】	地域貢献事業報告書「学外での講演・講義・指導」	

了徳寺大学

【資料 A-1-4】	地域貢献事業報告書「教職員による実技指導」	
【資料 A-1-5】	地域貢献事業報告書「社会福祉法人浦安市社会福祉協議会」	
【資料 A-1-6】	地域貢献事業報告書「浦安市公民館運営審議会」	
【資料 A-1-7】	地域貢献事業報告書「浦安市介護給付等の支給に関する審査会」	
【資料 A-1-8】	地域貢献事業報告書「浦安市介護保険運営協議会」	
【資料 A-1-9】	地域貢献事業報告書「うらやす市民大学」	
【資料 A-1-10】	うらやすこどもクエスト 2018 年	
【資料 A-1-11】	地域貢献事業報告書「健康フェア浦安」	
【資料 A-1-12】	地域貢献事業報告書「浦安スポーツフェア」	
【資料 A-1-13】	地域貢献事業報告書「健幸ポイントプロジェクト」	
【資料 A-1-14】	地域貢献事業報告書「浦安市介護予防アカデミア（体操班）」	
【資料 A-1-15】	『了徳寺大学研究紀要第 11 号』	
【資料 A-1-16】	地域貢献事業報告書「ちばアクアラインマラソン」	
【資料 A-1-17】	地域貢献事業報告書「健康教室」	
【資料 A-1-18】	地域貢献事業報告書「女性のための元気アップセミナー」	
【資料 A-1-19】	地域貢献事業報告書「KIDS 体力テスト！からだのことを知ろう！」	
A-2. 地域の事業との連携		
【資料 A-2-1】	入船東エステート住宅管理組合・了徳寺大学「あんしんマンションライフ事業」協定書	
【資料 A-2-2】	地域貢献事業報告書「平成 28 年度あんしんマンションライフ事業」	
【資料 A-2-3】	地域貢献事業報告書「平成 29 年度あんしんマンションライフ事業」	
【資料 A-2-4】	地域貢献事業報告書「平成 30 年度あんしんマンションライフ事業」	
【資料 A-2-5】	2018 年度活動報告及び評価	